

令和2年度 文化庁委託事業

研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究
報告書

令和3年3月31日

アライド・ブレインズ株式会社

目次

1. はじめに	1
1.1. 調査の目的	1
1.2. 調査の方法	1
前年度調査の概要.....	1
本年度の調査内容.....	2
1.3. 委員会	3
2. 研究目的に係る著作物の利用に関する類例の整理.....	5
2.1. 研究者の種類.....	5
2.2. 研究における著作物の利用目的.....	5
2.3. 研究において利用する著作物等.....	6
3. 各国の著作権法における研究目的に係る著作物の利用に関する利用制限規定	8
3.1. アメリカ	8
著作権法における権利制限の有無・内容	8
フェアユースが争点となった判例.....	9
著作物利用に関するガイドライン	13
研究目的に係る著作物利用に関する権利制限.....	14
3.2. イギリス.....	15
著作権法における権利制限の有無・内容	15
権利制限に関するガイダンス.....	20
研究目的に係る著作物利用に関する権利制限.....	22
3.3. フランス	24
著作権法における権利制限の有無・内容	24
研究目的に係る著作物利用に関する権利制限.....	28
3.4. ドイツ.....	30
著作権法における権利制限の有無・内容	30
研究目的に係る著作物の利用に関するガイドライン	37
研究目的に係る著作物利用に関する権利制限.....	38
3.5. 韓国.....	39
著作権法における権利制限の有無・内容	39
著作物の公正利用に関するガイドライン.....	41
フェアユースが争点となった判例.....	42
研究目的に係る著作物利用に関する権利制限.....	43
3.6. EU.....	44

情報社会指令(欧州著作権指令)	44
デジタル単一市場における著作権指令	45
4. 各国における研究目的に係る著作物の利用実態及びライセンス環境等	47
4.1. アメリカ	47
Copyright Clearance Center (CCC)	47
4.2. イギリス	48
Copyright Licensing Agency (CLA)	48
NLA Media Access	49
4.3. フランス	50
Centre Français d'exploitation du droit de Copie (CFC)	50
Société Française des Intérêts des Auteurs de l'écrit (SOFIA)	51
COPIE FRANCE	51
4.4. ドイツ	51
VG WORT	52
Verwertungsgesellschaft Bild - Kunst (VG BILD KUNST)	53
VG Musikedition - Verwertungsgesellschaft Rechtsfähiger Verein kraft Verleihung (VG Musikedition)	55
私的複製権センター (Zentralstelle für private Überspielungsrechte、ZPÜ)	55
4.5. 韓国	55
社団法人韓国文学芸術著作権協会 (KOLAA)	55
4.6. 学術雑誌出版社	56
エルゼビア (Elsevier)	57
Wiley (John Wiley & Sons, Inc.)	57
Springer Nature Group	58
Taylor & Francis Group	58
費用高騰に対する批判	58
学術雑誌出版社によるオープンアクセスジャーナル	59
5. 各国の制度及び運用状況に関する比較	61
5.1. 権利制限の対象となる研究者の属性又は利用目的	61
5.2. 研究目的でのテキスト及びデータマイニングでの著作物の複製	62
5.3. 図書館等での研究目的の複製	62
5.4. 権利制限に伴う報酬請求権の有無	63

1. はじめに

1.1. 調査の目的

現在、著作権法において研究目的における著作物の利用についての個別の権利制限規定は設けられていないが、研究活動に際しては様々な場面で著作物の利用がされており、「知的財産推進計画 2019」(2019 年6月 21 日閣議決定)においては「研究目的の権利制限規定の創設や写り込みに係る権利制限規定の拡充等、著作物の公正な利用の促進のための措置について、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる。(短期、中期)」として、研究目的の権利制限規定の在り方について検討することとされた。

これを受け、令和元年度、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会における議論の結果、制度設計等の検討を進めるに当たっての視点・留意事項が整理されるとともに、まずは、国内における様々な研究活動に係る著作物の利用実態・ニーズ等を把握することとされ、同年度、文化庁委託事業として「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」(以下「令和元年度調査研究」という。)が実施された。

令和元年度調査研究により、研究目的に係る著作物の利用実態やニーズ、円滑な利用に当たっての課題、権利者団体の意向・懸念、検討に当たっての論点等が一定程度明らかになった一方、(ア)さらに多くの分野・人数にわたる研究者のニーズを適切にくみ上げるために、より広範・詳細な実態調査を行うことや、(イ)国際的な制度調和の観点から、諸外国における制度やライセンスの実態等についても把握することが必要である旨、指摘がされている。

そこで本調査では、(イ)の点に関する調査研究を実施する。具体的には、1) 各国著作権法における研究目的に係る著作物の利用に関する権利制限規定の要件・解釈及びその運用に関する調査、2) 各国における研究目的に係る著作物の利用実態及びライセンシング環境等に関する調査、について、オンライン／オフラインによる文献調査と、海外の関連組織等を対象としたヒアリング調査を行い、その結果を取りまとめる。

本調査の成果については、今後の(ア)の調査研究や文化審議会著作権分科会法制度小委員会における具体的な制度設計等の検討に資するものとする。

1.2. 調査の方法

前年度調査の概要

本年度調査の先行調査として、令和元年度に「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究」を実施し、日本国内における研究目的に係る著作物の利用実態や利用ニーズ等について把握し、今後の制度設計に向けた検討を行っていくうえでの基礎となる考え方や論点・留意事項等を整理した。

先行調査は(1)利用者に関する実態調査、(2)権利者団体に対する実態調査、(3)委員会に

における検討、を実施し、主に利用者や権利団体へのヒアリング調査を通じて研究目的に係る著作物の利用実態と、利用に伴う権利処理の実態を明らかにしたものである。

本年度の調査内容

諸外国における著作権制度や運用実態等について、以下①及び②の観点から調査を行った。調査対象国は、アメリカ合衆国(以下「アメリカ」という。)、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国(以下「イギリス」とする)、フランス共和国(以下「フランス」という。)、ドイツ連邦共和国(以下「ドイツ」という。)、大韓民国(以下「韓国」とする)の5カ国、及び欧州連合(以下「EU」という。)の6つを対象とした。

① 各国著作権法における研究目的に係る著作物の利用に関する権利制限規定の要件・解釈(主な学説や判例、最近の立法動向や検討状況等を含む)及びその運用に関する調査調査においては、以下の観点から各国の動向について調査した。

- 権利制限の正当化根拠
- 著作物利用の目的
- 対象とする「研究」の定義・範囲
- 対象著作物の種類
- 著作物利用の範囲
- 著作物利用の態様
- 情報源の適法性
- 権利者の利益保護との調整
- 補償金制度
- 規定の明確性・柔軟性のバランス
- 権利制限規定に係るガイドライン等の策定(趣旨及び内容、策定過程)
- その他、関連する権利制限規定

② 各国における、研究目的に係る著作物の利用実態及びライセンス環境等に関する調査調査においては、以下の観点から各国の動向について調査した。

- 各国における研究目的に係る著作物の利用実態
- 各国における権利処理体制の状況
- 各国における研究目的に係る著作物の利用円滑化のための取組
- 各国におけるライセンス市場の現状
- ライセンス環境に係るガイドライン等の策定

1.3. 委員会

委員会の設置

本調査において、有識者による委員会を設置し、調査方針の策定、調査内容の検討、報告書内容の検討・承認を行った。

委員

	生貝 直人	東洋大学経済学部准教授
	井奈波 朋子	弁護士 龍村法律事務所
	今村 哲也	明治大学情報コミュニケーション学部教授
	太田 勝造	明治大学法学部教授
	大淵 哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	龍村 全	弁護士 龍村法律事務所
	田村 善之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員長	茶園 成樹	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	前田 健	神戸大学大学院法学研究科准教授
	前田 哲男	弁護士 染井・前田・中川法律事務所

(五十音順、敬称略)

オブザーバー

	岸本 織江	文化庁 著作権課長
	大野 雅史	文化庁 著作権課 課長補佐
	高藤 真人	文化庁 著作権課 著作権調査官
	白井 美由紀	文化庁 著作権課 専門官
	永野 徳史	文化庁 著作権課 企画審議係長
	足立 拓也	文化庁 著作権課 企画審議係

事務局

	大野 勝利	アライド・ブレインズ株式会社 代表取締役
	田崎 史子	アライド・ブレインズ株式会社 シニアコンサルタント
	石川 哲也	アライド・ブレインズ株式会社 コンサルタント

開催スケジュール

委員会は、全2回、以下のスケジュールで開催した。

回数	開催時期	議題
第1回	2/17(水)	・実施方針、スケジュールの確認 ・調査項目の承認
第2回	3/22(月)	・調査実施状況報告 ・報告書案の確認・検討

2. 研究目的に係る著作物の利用に関する類例の整理

研究目的の著作物利用については、利用者や利用方法、利用する著作物の種類など、多様な利用方法が想定される。

2.1. 研究者の種類

昨年度調査においては研究者を「企業に属する研究者」「大学等の研究機関に所属する研究者」「在野研究者(個人)」及び「美術館」の4つのカテゴリーから選定し、ヒアリング調査を実施している。各国の著作権法において、権利制限となる研究については「非営利」あるいは「非商業的な」研究であることが規定されていることが多いことから、「企業に属する研究者」「大学等の研究機関に所属する研究者」「在野研究者(個人)」については「非営利目的の研究」に携わる者、あるいは「営利目的の研究」に携わる者に位置づけることが可能である。

また、各国の著作権法において、研究目的に係る著作物の複製に関し、研究者本人以外に図書館等での複製について規定されている例がみられる。これらを踏まえると、本調査でいう「研究」に携わる主体として、以下の3類例が考えられる：

- (1) 非営利目的の研究者
- (2) 営利目的の研究者
- (3) 研究を支援するための施設(図書館等)

2.2. 研究における著作物の利用目的

昨年度調査において、研究者を対象として著作物等を利用する目的、研究との関連性についての質問を行っており、以下の15の使用類例が示されている。これらは研究過程での利用(研究のための著作物の複製)と、研究成果での利用(研究のための著作物の引用)及び研究に該当しない利用とに大別できる。

種別	昨年度調査で示された利用目的
研究過程での利用 (研究のための著作物の複製)	(1) 研究対象 (2) 研究における参考資料 (3) 他者動向の参考資料 (4) 事業への利用可能性評価 (5) 社内、研究委託者との検討 (6) AIの機械学習用

	(7) コーパス ¹ の作成 (8) 美術作品の収集活動に役立てるため (9) 収蔵品の管理に役立てるため (10) 社会的財産としての記録
研究成果での利用 (論文等での著作物の引用)	(11) 論文等研究発表時の引用、掲載
研究に該当しない利用	(12) 展覧会を開催するため (13) 展覧会の図録作成のため (14) 展覧会に係る広報用印刷物・報道資料作成のため (15) 一般市民に対する情報提供

また、昨年度調査では使用類例として示されていないが、EU 各国の著作権法において研究のためのデータ及びテキストマイニングについて著作権法の例外あるいは権利制限についての規定がある。これらを踏まえ、研究における著作物の利用目的としては以下の3点が主要なものと位置付けられる：

- (1) 研究目的の著作物の複製
- (2) 研究目的の著作物の引用
- (3) データ及びテキストマイニング

2.3. 研究において利用する著作物等

昨年度調査において、研究において利用される著作物として 32 種類の対象が示されている。これらの中には厳密には著作物に当たらないものも含まれているが、これらは大別して 4 つのカテゴリに整理できる。

カテゴリー	研究での利用目的	著作物等の種類(昨年度調査による)
学術論文、各種文献資料の言語の著作物	研究における参考資料	(1) 研究論文 (2) 論文掲載等の図表・グラフ (3) 企業等の報告書、技術資料 (4) 特許文献 (5) 判決文 (6) 行政文書 (7) 展覧会の図録

¹ 自然言語処理の研究に用いるための基礎資料として、書き言葉や話し言葉の資料を体系的に収集し、研究用の情報(品詞等)を付与したもの

<p>(主に創作物や事業として提供することを目的とした)市場性が明確な著作物 (文芸、美術、音楽、写真、映像作品など)</p>	<p>研究対象、研究用データ</p>	<p>(8) 新聞記事、雑誌記事、書籍 (9) プログラム・ソースコード(OSS) (10) 市販のプログラム (11) 写真 (12) 音楽 (13) 楽譜 (14) 映像 (15) 美術作品 (16) イラスト (17) マンガを主とするイメージ (18) エンターテインメント・コンテンツ並びに関連の画像、映像等</p>
<p>(創作物や事業として提供することを目的としたものでない)市場性の不明確な著作物やその類似物</p>	<p>研究対象、研究用データ</p>	<p>(19) 個人の日記 (20) 学会の会員名簿 (21) インタビュー時の録音記録 (22) 一般的な文書・文章 (23) 写真(AI 機械学習用) (24) 音楽(AI 機械学習用) (25) 画像(AI 機械学習用) (26) 文章など言語資源(AI 機械学習用) (27) 質問票(症例等の質問) (28) 作家の手紙・草稿、スケッチ、日記 (29) ウェブサイト上の情報一般 (30) 日本語を伝えるあらゆるもの(古い文献を活字化したもの、海賊版を含む) (31) 国等の統計情報 (32) 各種データ</p>

3. 各国の著作権法における研究目的に係る著作物の利用に関する利用制限規定

調査対象の各国において、研究目的に係る著作物の利用に適用され得る、著作権の制限規定が設けられている。この規定については、研究目的の利用を明示的に示して著作権の制限を定めている場合の他、フェアユースあるいは類似の規定がなされ、研究目的とは明示的に示されていないが判例や運用において非営利の研究における著作物利用に対して著作権の権利制限が行われる場合がある。

3.1. アメリカ

著作権法における権利制限の有無・内容

アメリカの著作権法では、権利制限の一般条項としてフェアユースを規定する第 107 条があり、その判断にあたって考慮すべき 4 つの要素を規定している。著作物の私的複製や引用、データ及びテキストマイニングでの利用について直接言及している条文はない。

また、第 108 条(b)では図書館及び文書資料館による研究用に供するための複製に対する権利制限が規定されている。なお、企業内複製に関する個別の制限規定は存在しない。

著作権法第 107 条 排他的権利の制限:フェアユース

第 106 条の規定に関わらず、著作物の公正な利用 (fairuse) は、批評、論評、報道、報告、教育(教室内での使用のための多数の複製を含む)、学問、研究を目的として、複写物、録音物又はこの節に規定するその他の媒体へ複製することによる利用を含めて、著作権を侵害しないものとする。特定の事案における著作物の使用が公正か否かの判断において、考慮されるべき要素には、以下のものが含まれる。

- (1) 利用の目的、性質。そのような利用が商業的性質を有するか、非営利の教育目的によるものかといった点を含む
- (2) 利用された著作物の性質
- (3) 利用された著作物全体との関係における利用された部分の量と質
- (4) 利用行為が著作物の潜在的市場や価値に与える影響

第 108 条 排他的権利の制限:図書館及び文書資料館による複製

(a) 本編に別段の定めある場合を除き、かつ、第 106 条の規定にかかわらず、図書館若しくは文書資料館又は職務の範囲内で行動するその被用者が、本条に定める条件に基づいて著作物のコピー又はレコードを 1 点に限り複製し(第(b)項及び第(c)項に定める場合を除く)又は頒布することは、以下の条件をすべて満たす場合には著作権の侵害とならない。

- (1) 複製又は頒布が、直接又は間接の商業的利益を目的とせず行われること。

- (2) 図書館又は文書資料館の収蔵物が、(i)公衆に開かれているか、又は(ii)図書館若しくは文書資料館又はこれらの一部である施設に係る研究者のみならず、専門分野において研究を行う他の者にも、利用可能であること。
- (3) 著作物の複製又は頒布が、本条の規定に基づき複製されたコピー若しくはレコード上に付された著作権表示を含むか、又は、本条の規定に基づき複製されたコピー若しくはレコード上に著作権表示がない場合には当該著作物が著作権の保護を受けることがある旨の表示を含むこと。
- (b) 以下の場合には、本条に基づく複製及び頒布の権利は、保存及び盗難防止の目的又は第(a)項(2)に定める種類の他の図書館若しくは文書資料館における研究用に供するためのみに、増製した未発行著作物のコピー又はレコード 3 部に限り適用される。
- (1) 複製されたコピー又はレコードが現在図書館又は文書資料館の収蔵物に含まれ、かつ、
- (2) デジタル形式で複製されたコピー又はレコードが他にデジタル形式にて頒布されておらず、かつ、図書館又は文書資料館の施設外ではデジタル形式にて公に利用可能になっていない場合。
- ((c)以下略)

出典: CRIC による日本語訳 (https://www.cric.or.jp/db/world/america/america_c1a.html)

フェアユース規定(第107条)には、批評、論評、報道、報告、教育、学問、研究目的での利用が例示されているが、個別の利用がフェアユースに該当するかどうかについては、類型的に判断するのではなく、4つの要素を個別に検討し、結果を、著作権法の目的に照らして総合的に考慮して判断されることになる。

フェアユースが争点となった判例

研究目的の著作物の複製であっても、単なる利便性のための複製であって変容的な使用方法(transformative use)でない場合はフェアユースとは認められないとする判例がある。この判例では、営利目的での研究を行うために企業が購読契約を結んでいる場合に、雑誌を複製したケースにおいて、複製の量や利用形態によってはフェアユースにならないことが示されている。

Am. Geophysical Union v. Texaco, Inc., 60 F.3d 913 (2d Cir. 1995)²

会社の従業員が、自分の仕事に関連する購読雑誌から記事をコピーすることはフェアユースでないと判断された事例:

【事案の概要】

² <https://www.copyright.gov/fair-use/summaries/am.geophysical-texaco-2dcir1995.pdf>

American Geophysical Union と他の 82 の出版社を含む原告が、科学雑誌の購読契約を被告 Texaco, Inc. と結んでいた。原告は、被告の 400～500 人の従業員が、許可なく個々の雑誌記事を繰り返しコピーして広く配布することにより、著作権を侵害したと主張した。地方裁判所は、従業員が原告の雑誌記事をコピーすることはフェアユースではないと判断し、この中間控訴 (interlocutory appeal) を認めた。

【判旨】

第二巡回裁判所は地方裁判所の判決を認め、被告による雑誌記事の無許可のコピーはフェアユースではないと判断した。結論に達するにあたり、裁判所は、被告の行動は「支払いを回避しながら利用可能なコピーを増やすために、従業員の研究者に記事をコピーすることを奨励する体系的なプロセスの一部」とであると認定した。具体的には、裁判所は、従業員が単なる利便性のためにコピーを作成していると認定し、これは変容的な使用 (transformative use) とはみなされないとした。さらに裁判所は、従業員が記事全体をコピーしており、そのようなコピーが、購読及びライセンス契約を介して記事から得られる出版社の商業的価値を損ねたと認定した。

図書館における研究目的での著作物の複製に関し、絶版著作物の複製についてフェアユースが認められるとの判例がある。この判例では、営利目的の研究における著作物の複製に関し、利用された著作物の性質や市場に与える影響の大きさによってはフェアユースに該当する場合があることが示されている。

Duffy v. Penguin Books USA, Inc., 4 F. Supp. 2d 268 (S.D.N.Y. 1998)³

同じトピックに関する書籍を作成するための研究目的で絶版本の未確認部分をコピーすることがフェアユースとなることを認めた判例:

【事案の概要】

原告メアリー・ダフィーは、「The H-O-A-X Fashion Formula」と「The Complete Petite」というタイトルの絶版となったファッション本を 2 冊執筆している。被告スーザン・ナンフェルト (Susan Nanfeldt) と Penguin Books USA, Inc. は、「Plus Style: The Plus-Size Guide to Looking Great) (以下「PSGLG」という。) というファッションに関する書籍を執筆し、出版した。ナンフェルトは PSGLG の調査と執筆中に図書館を訪れ、原告の 2 冊の絶版本の少なくとも 1 冊の一部を無許可でコピーした。原告は、被告ナンフェルトが無許可のコピーを作成することにより、原告の著作権を侵害したと主張した。

【判旨】

³ <https://www.copyright.gov/fair-use/summaries/duffy-penguin-sdny1998.pdf>

裁判所は、ナンフェルトによるダフィーの作品の一部の複製はフェアユースとみなされるとの判決を下した。裁判所は、3番目の要素(利用された著作物全体との関係における利用された部分の量と質)が原告に有利であると判断したが、コピーされた金額の証拠が争われたため、他の3つの要素は被告に有利に働いた。最初の要因として、PSGLGは商業的に販売されることを意図していたが、ナンフェルトは研究目的で原告の著作物をコピーしただけであった。さらに、原告の作品は公開されていたことから、未公開の作品よりも狭い保護が与えられるべきであるとされ、2番目の要素(利用された著作物の性質)は被告を支持した。裁判所はまた、原告の作品は当時絶版であったため、コピーの結果として商業的利益を失うことはなかったとの判決を下した。

フェアユースであるかどうかは必ずしも非営利の研究である必要はなく、民間事業者による営利目的の利用に関しても、その内容によってはフェアユースと認められる場合があるとの判例がある。この判例では、著作物の利用目的が政府機関への申請での利用など「変容的」な利用であればフェアユースになる場合があることが示されている。

Am. Inst. of Physics v. Schwegman, Lundberg & Woessner, P.A., No. 0:12-cv-00528-RHK-JJK (D. Minn. July. 30, 2013)⁴

ライセンス又はその他の許可なしに、特許出願プロセスで使用するために著作権で保護された出版物を取得、保存、コピー及び配布することがフェアユースに該当すると判断された事例:

【事案の概要】

原告である米国物理学協会は科学雑誌を発行しており、被告である法律事務所 Schwegman, Lundberg & Woessner, P.A.は、特許出願プロセスの中で、特許法に基づく先行技術を開示する義務を遵守するために、18件の原告の記事をダウンロード、保存、コピー及び配布した。被告はその事実を、特許性の主張に重要な事を含む米国特許商標庁 (USPTO) データベースを含む、いくつかの情報源から記事を手に入れることにより知った。

被告は原告にライセンス料を支払わず、また、被告は原告から記事をコピーする許可を得ていなかったため、原告は、被告が雑誌記事を「ダウンロード、保存、内部コピーの作成及び配布」することにより著作権を侵害したと主張した。被告は、これはフェアユースであると主張した。また、USPTOは、介入被告として本訴訟に介入した。

【判旨】

控訴審裁判所は、被告による原告の出版物の使用はフェアユースであると判断した。

裁判所は、原告が意図したものは異なる本質的な目的を持っており、この使用は変容的 (Transformative) であると判断した。原告は、記事を科学界への通知のために使用したのに

⁴ <https://www.copyright.gov/fair-use/summaries/amphysics-schwegman-dmin2013.pdf>

対し、被告はこの記事を、特許請求について政府機関に通知するために使用した。裁判所はまた、原告が被告による記事の使用が原告の記事の「従来のターゲット市場」に悪影響を与えろという証拠を提示しなかつたと認定した。

最後に、記事は本質的に「事実又は情報」であつたため、裁判所は、被告による記事全体の使用は、「(被告が)複製を行つた新しい、異なる目的のために必要である」と判断した。

テキストマイニングで使用されることを目的とする著作物の複製(デジタル化)について、フェアユースであるとの判例が出されている。この判例では、データ及びテキストマイニングのための著作物の複製がフェアユースに該当する場合があることが示されている。

Authors Guild, Inc. v. HathiTrust, 755 F.3d 87 (2d Cir. 2014)⁵

書籍のデジタル化が、著作権で保護された素材の合法的なフェアユースであるとした判例:

【事案の概要】

被告には、図書館のコレクションをデジタル化するための GoogleBooks Project で Google 社と協力したいくつかの大学や大学関係者が含まれていた。2008年、参加大学のグループが被告である HathiTrust を創設し、HathiTrust デジタルライブラリ(HDL)の管理者とした。HDL は共有デジタルリポジトリである。訴訟の時点で、HathiTrust のメンバーシップには、約 80 の大学及びその他の非営利団体が含まれていた。HDL には、「何世紀にもわたって発行され、多数の言語で書かれ、考えられるほぼすべての主題をカバーする」1,000 万を超える作品のデジタルコピーが含まれていた。HathiTrust は、デジタルコピーを使用して、(1)一般の人々が全文検索するためのデータベースを作成し、(2)認定された読字障害を持つ図書館利用者が作品の全文にアクセスできるようにし、(3)図書館がオリジナルコピーを紛失、破壊、又は盗難にあい、他の方法では適正な価格でリプレースできない場合、リプレースできるようにした。原告である個々の著者及び権利者団体は、被告がフェアユースの抗弁を受ける資格があるという地方裁判所の認定に対して控訴した。

【判旨】

裁判所は、HDL の最初の使用(全文検索可能なデータベースの作成)はフェアユースであると判断した。「単語検索の結果は、それが描かれているページ(及び本)からの目的、文字、表現、意味及びメッセージが異なる」ため、「典型的な変容的」利用であることが明らかであるとした。裁判所はさらに、HDL の公衆へのサービスを促進し、災害やデータ損失のリスクを軽減するために、コピーに合理的な必要性があると判断した。さらに、全文検索は、著作権で保護された作品の既存又は潜在的な従来の市場に害を及ぼさないと判断した。

裁判所はまた、2 番目の使用法である読字障害者へのアクセスは公正であると判断した。そ

⁵ <https://www.copyright.gov/fair-use/summaries/authorsguild-hathitrust-2dcir2014.pdf>

のようなアクセスを提供することは、それが変容的ではなかったとしても、最初の法定要素の下で有効な目的であると結論付けた。裁判所は、テキストのコピーはテキスト検索とテキストからの音声読み上げ機能に必要であり、画像のコピーは多くの障害のある利用者がアクセス可能となる追加の方法を提供するため、被告がテキストと画像の両方のコピーを保持することは合理的であると判断した。最後に、裁判所は、障害者が利用できる本の現在の市場が重要でないことを考えると、第 4 の要素はフェアユースを支持すると判断した。

HDL による保存のための著作物の使用に関しては、裁判所は地方裁判所の判決を破棄し、原告の請求権の有無を判断させるために審理を差し戻した。

これら判例から、研究者が営利であるか非営利であるかについては、著作物の利用がフェアユースに該当するかどうかの判断において決定的な要因とはなっておらず、利用の目的、利用の性質、利用された部分と量、そして著作物の潜在的な市場に対する影響を総合的に評価して判断されることが示されている。

著作物利用に関するガイドライン

アメリカ著作権局は「Circular」⁶という著作権に関する情報提供を行うパンフレットを発行しており、第 21 号において「教育者及び図書館員による著作物の複製 (Reproduction of Copyrighted Works by Educators and Librarians)」⁷について説明している。ただし、このパンフレットでは、「著作権局は、何が許可又は禁止されているかについて、法律上の助言を与えたり意見を述べたりすることはできません。」として、フェアユースに関する具体的な基準は示されていない。

また、大学等の高等教育機関においても、著作物利用に関するガイドラインを策定している例が多くみられる。例えばハーバード大学では「COPYRIGHT AND FAIR USE: A GUIDE FOR THE HARVARD COMMUNITY」⁸というガイドラインを発行している。ただし、ある著作物の利用がフェアユースに該当するかどうかについては以下のように記述しており、具体的な判断基準は示されていない。

フェアユーステストでは、すべての要素を一緒に評価する必要があります。裁判所は、明確な規則はなく (no bright line rules)、それぞれの事件は独自の事実に基づいて決定されなければならないことを繰り返し強調してきました。多くの場合、要因は分析で相互作用します。例えば、最高裁判所は、新たな作品がより変容的であるほど、フェアユースの認定に影響を与える可能性のある商業主義などの他の要因の重要性が低くなると述べています。二次利用がより変容的であるほど、二次利用が元の用途に取って代わり、直接的な市場に害を及ぼす可能性は低くなります。フェアユースの決定に達するには、「科学と有用な芸術の進歩を促進する」という著作権

⁶ <https://www.copyright.gov/circs/>

⁷ <https://www.copyright.gov/circs/circ21.pdf>

⁸ https://ogc.harvard.edu/files/ogc/files/ogc_copyright_and_fair_use_guide_5-31-16.pdf?m=1464875856

法の目標に照らして、すべての要素を調査し、結果を比較検討する必要があります(米国憲法第1条 § 8, cl.8)。

研究目的に係る著作物利用に関する権利制限

アメリカ著作権法における、研究目的に係る著作物利用に関する権利制限の内容は、以下のよう整理される:

項目	内容
権利制限の正当化根拠	著作権法第 107 条(フェア・ユース) 第 108 条 排他的権利の制限:図書館及び文書資料館による複製
著作物利用の目的	批評、論評、報道、報告、教育(教室内での使用のための多数の複製を含む)、学問、研究
対象とする「研究」の定義・範囲	商業的性質を有するか、非営利の教育目的であるかはフェアユースかどうかの判断の要素となる
対象著作物の種類	特に規定なし
著作物利用の範囲	抜粋による、著作物の潜在的な市場に対する影響が考慮される
著作物利用の態様	非営利の研究 非営利でない場合も、複製の目的等に応じてフェアユースと認められる場合がある
情報源の適法性	特に規定なし
権利者の利益保護との調整	フェアユースであるかどうかの判断において、著作物の潜在的な市場に対する影響が考慮される 例えば絶版書籍については、潜在的な市場への影響について低く見積もられ、フェアユースとされる場合もある
補償金制度	特に規定なし
規定の明確性・柔軟性のバランス	条文に著作物の使用量、使用目的に関する記述はなされておらず、フェアユースであるかどうか疑義がある場合は裁判によって判断する
権利制限規定に係るガイドライン等の策定	フェアユースかどうかを判定するための具体的な規定はない

研究目的の著作物利用については、非営利で、かつ、使用する著作物の潜在的な市場に対する影響が少なければフェアユースとなり、権利制限が認められ得る。ただし、フェアユースに該当するかどうかを明示する条文や運用ガイドライン等はなく、権利者と利用者の中で争いがある場合は裁判によってその利用の可否を判断することとなる。

また、研究が営利目的、非営利目的であるかについては、研究者が非営利の研究機関に所属しているか、あるいは営利を目的とした企業等に所属しているかを判断基準としているのではなく、個別の利用実態に応じて司法の場で判断される。

3.2. イギリス

著作権法における権利制限の有無・内容

イギリス著作権法においては、研究目的に係る著作物の利用に対する権利制限として、研究目的の利用、引用、データ及びテキストマイニングについて、私的学習・非商業目的の利用者のための司書による複製について規定している。

法第 29 条において、私的学習及び非商業目的のための研究に関するフェアディーリング（公正利用）を規定している。また、法第 30 条において、「批評、評論、引用及び時事の報道を目的として著作物を公正に利用すること」はフェアディーリングであり著作権侵害に当たらないと規定している。これらは、フェアディーリングの規定である。

- 私的学習・非商業的の研究を目的としたフェアディーリング(第 29 条(1))
- 批評、評論を目的としたフェアディーリング(第 30 条(1))
- 時事の報道を目的としたフェアディーリング(第 30 条(2))

研究の定義については、制定法又は判例法のいずれにおいても明確に定められていないが、2003 年改正以降、それまで未区分としていた研究(research)と私的学習(private study)を目的とする公正利用の権利制限規定が条文上区別されるようになってきている(第 29 条 1 項及び 1C 項)。イギリスの代表的なテキストでは、非商業目的の研究の文言に関して、情報社会指令前文 42 と矛盾しないように解釈されるべきとしており、EU 離脱の影響はおくとしても、非商業目的の含む範囲はあまり明確ではないようである⁹。

データ及びテキストマイニングに関しては、2014 年の改正において第 29A 条(非商業的調査のためのテキスト及びデータの解析のための複製)が定められた。

第 29A 条は、非商業的研究のためのテキスト及びデータの解析のための複製について、許される行為、つまり著作権者の許諾を要しない行為としているが、非商業的な研究のためのデータマイニングの素材である著作物が、技術的な手段によって阻止される場合も想定される。これに関して

⁹ Caddick, N QC, Harbottle, G, Suthersanen, U (Caddick et al.), *Copinger and Skone James on Copyright*, 18th edition Sweet & Maxwell, 2020, at para 9-52.

は、著作権法において、知的財産庁に申立てができる制度が用意されている。すなわち、第 296ZE 条及び第 296ZEA 条において、「許される行為を有効な科学技術手段が阻止する場合における救済」が規定されている。第 296ZE 条(2)では「著作権のある著作物(コンピュータ・プログラム以外の)へのいずれかの有効な科学技術手段の適用が、その著作物に関して許される行為がある者が実行することを阻止する場合には、その者又は許される行為を実行することを阻止された者たちのグループの代表者である者は、申立ての通知を所管大臣に発出することができる。」とされている。ただし、この規定は非営利目的のデータ及びテキストマイニングでの著作物利用において、技術的手段で保護されたオンラインデータベースにアクセスできるようにすることは本規定の対象外であるとしている(第 296ZE 条(9))。

これについて知的財産庁の見解を示す以下の事案がある。2015 年 9 月、Libraries and Archives Copyright Alliance(LACA)は、CAPTCHA TPM によって無料の電子コピーを取得することを妨げられた、英国の大学の研究者に代わって、第 29A 条で許可されている非営利目的のテキスト及びデータマイニングの目的でオンラインデータベースにアクセスできるよう、知的財産庁(IPO)に苦情申し立てを行った¹⁰。研究者は、登録せずに合法的な Web サイトで無料で入手できるデータを使用したいと考えていたが、CAPTCHA TPM(技術的保護手段の一種)により、非営利の研究用のテキスト及びデータマイニングに適した形式でファイルをダウンロードできなかった。

この苦情申し立てに対し、IPO は 2015 年 11 月に以下のような回答を行っている。

「第 29A 条に基づくテキスト及びデータマイニングの目的でのコピーは、CRDR (The Copyright and Rights in Databases Regulations 1997) 第 20 条の例外の下で行われる可能性のある行為であると同様に、第 296ZE 条の目的のための「許可された行為」である(第 296ZE (11)(b)参照)。

申立人は、サイトに用いられている CAPTCHA 技術により、言及された Web ページに対して許可された行為を実行できず、第 296ZE 条に基づく救済を申し立てた。しかし、第 296ZE 条(9)は、公衆が合意した、任意の場所から個別に選択された時間にアクセスできるような契約条件で一般に公開されている著作物には適用されないことを規定しているため、当該申立ては第 296ZE 条の範囲外である。ウェブサイトのユーザーはデータベースをオンラインでダウンロードできるため、それらの著作物へのアクセスに適用される利用規約が優先され、ウェブサイトの所有者にデータのコピー／抽出の許諾を求める必要がある。」

また、図書館における著作物利用に関して、著作権の排他権である貸与や複製などに対して、その例外となる許される利用が定められており、特に、第 42A 条は、営利のために運営されていない図書館の司書は、非商業的な目的のための調査又は私的学習のための目的のために複製物を要求する者に対して、宣誓書の提出など一定の要件を満たす場合に、単一の複製物を作成し、及び提供しても、著作権侵害とはならないとしている。なお、この場合における「供給(supply)」には、電子的な供給が含まれるとともに、著作権の例外になるので、利用者は、図書館に実費を支払

¹⁰ Cilip, Libraries and Archives Copyright Alliance Test Case, http://uklaca.org/wp-content/uploads/2019/01/notice_of_complaint_to_the_secretary_of_state_-_test_case_1_0.pdf

う必要はあるものの、著作権料の支払いは不要となる。

第 29 条 (研究及び私的学習)

(1) 非商業目的のための研究を目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。ただし、十分な出所明示を伴うことを条件とする。

(1A) 削除

(1B) 第1項に定める目的のための公正利用に関連して、實際上その他の理由のために出所明示が不可能である場合には、いずれの出所明示も、要求されない。

(1C) 私的学習を目的とする著作物の公正利用は、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(2) 削除

(3) 研究者又は学習者自身以外の者による複製は、次に掲げるいずれかに該当するときは、公正利用ではない。

(a) 司書又は司書のために行動する者の場合には、第 42A 条 (司書による複製: 発行された著作物の単一の複製物) 又は第 40 条に基づく規則が第 38 条又は第 39 条 (記事又は発行された著作物の部分——同一資料の多数の複製物に対する制限) に基づいて行われることを許さないいずれかの行為をその者が行うとき。

(b) 他のいずれの場合にも、複製を行う者が、その複製が実質的に同一の時に、かつ、実質的に同一の目的のために2人以上の者に提供される実質的に同一の資料の複製物となることを知り、又はそう信じる理由を有するとき。

(4) 次に掲げる行為は、公正利用ではない。

(a) 低いレベルの言語で表現されたコンピュータ・プログラムをより高いレベルの言語で表現されたバージョンに変換すること。

(b) そのプログラムをそのように変換する過程において付随的に、そのプログラムを複製すること。(これらの行為は、第 50 条の B (逆コンパイル) に従って行われる場合には、許される行為である。)

(4A) コンピュータ・プログラムのいずれかの要素の基礎となるアイデア (着想) 及び原理を決定するためにそのプログラムの機能を観察し、研究し、又は検査することは、公正利用ではない。(これらの行為は、第 50 条の BA (観察、研究及び検査) に従って行われる場合には、許される。)

(4B) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止又は制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

(5) 削除

第 29A 条 (非商業的研究のためのテキスト及びデータの解析のための複製)

- (1) 著作物に適法にアクセスする者による著作物の複製物の作成は、以下を条件として、その著作物の著作権を侵害しない。
 - (a) その著作物に適法にアクセスする者が、非商業的な目的による研究を唯一の目的として行う、著作物に記録されたいずれかのものについてのコンピュータによる解析を実施する場合のために生じる複製物であり、かつ、
 - (b) 当該複製物が、十分な出所明示を伴う場合（このことが実際的な理由その他の理由から困難である場合を除く）。
- (2) 著作物の複製物が、この条に基づいて作成されている場合、その著作物の著作権は以下の場合に侵害される。
 - (a) その複製物が他人に移転する場合（その移転が著作権者により許諾される場合は除く）、又は
 - (b) その複製物が第(1)(a)項で言及される以外のいずれかの目的のために使用される場合（その使用が著作権者により許諾される場合は除く）。
- (3) この条に基づいて作成された複製物がその後利用される場合には、
 - (a) その複製物は、その利用の目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。
 - (b) その利用が著作権を侵害する場合には、その複製物は、その後のすべての目的上侵害複製物として取り扱われることとなる。
- (4) 第 3 項において、「利用」とは、販売され、若しくは賃貸され、又は販売若しくは賃貸のために提供され、若しくは陳列されることをいう。
- (5) 契約の条件がこの条によって著作権の侵害とならない複製物の作成を禁止又は制限することを意図する場合にはその範囲において、当該条件は執行不能なものとする。

第 30 条 (批評、評論、引用及び時事の報道)

- (1) 当該著作物若しくは他の著作物又は著作物の実演の批評又は評論を目的とする著作物の公正利用は、(實際上その他の理由のために不可能である場合を除いて)十分な出所明示を伴うこと及びその著作物が公衆に提供されていることを条件として、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。
- (1ZA) 著作物の著作権は、以下のことを条件として、(批評、論評その他の理由にかかわらず)その著作物からの引用による使用によって、侵害されない。
 - (a) その著作物が公衆に対して利用可能なものとされていること
 - (b) 当該引用による使用が、その著作物について公正利用であること
 - (c) 当該引用の範囲が、それが使用される特定の目的によって要求される以上のものではないこと、及び
 - (d) 当該引用が、(實際上その他の理由のために不可能である場合を除いて)十分な出所明示を伴うこと。
- (1A) 第1項及び第 1ZA 項の目的上、ある著作物が次に掲げるものを含むいずれかの手段によ

り提供されている場合には、その著作物は、公衆に提供されている。

- (a) 複製物の公衆への配布
- (b) 電子的検索システムを用いて著作物を提供すること。
- (c) 著作物の複製物の公衆へのレンタル又は貸与
- (d) 著作物の公の実演、展示、演奏又は上映
- (e) 著作物の公衆への伝達

ただし、著作物が公衆に提供されているかどうかをこれらの項の目的上一般的に決定する際には、いずれの無許諾の行為も、なんら考慮されない。

- (2) 時事の報道を目的とする著作物(写真を除く。)の公正利用は、(第3項に従って)十分な出所明示を伴うことを条件として、その著作物のいずれの著作権をも侵害しない。

(司書による複製: 発行された著作物の単一の複製)

第 42A 条

- (1) 営利のために運営されていない図書館の司書は、第 2 項の条件を満たす場合には、以下について、その著作物の著作権を侵害せずに、単一の複製物を作成し、及び提供することができる。
 - (a) 定期刊行物のいずれかの1つの号における1つの記事
 - (b) その他のいずれかの発行された著作物における合理的な割合
- (2) 条件とは、以下のことをいう。
 - (a) 司書に対して、第 3 項に示された情報を含む書面による宣言を提供している者からの要求に応じて、複製物が提供される場合、及び
 - (b) 司書が、その宣言が具体的な詳細に関して虚偽であることを知らない場合。
- (3) 宣言に含まなければならない情報は、以下のことである。
 - (a) 複製物を要求する者及びその者が要求する資料の名称、
 - (b) その者が過去にいずれの図書館によって当該資料の複製物の提供を受けていないことの声明
 - (c) その者が非商業的な目的のための調査又は私的学習のための目的のために複製物を要求し、それらの目的のためにのみ使用し、その他の者にその複製物を提供しない予定であることの声明
 - (d) その者の最善の認識において、実質的に同じ目的のためにその者と同じ時点又はだいたい同じ時点において、実質的に同じ資料に対する要求を行っているか、又は行う意図のある、その者が共に働き又は学習するその他の者がいないことの声明
- (4) 図書館が、この条に基づいて複製物を供給するために料金を徴収する場合、徴収される合計額は、その複製物を作成する費用を参照して計算されなければならない。
- (5) ある者(P)がこの条に基づいて、具体的な詳細に関して虚偽である宣言を行い、及び P により作成されたのであれば侵害複製物となっていたであろう複製物の提供を受ける場合には、

- (a) P は、あたかも P がその複製物を作成したものであるとして、侵害の責任を負い、かつ、
- (b) P に対して提供されたその複製物は、すべての目的において、侵害複製物として取り扱われるものとする。
- (6) ある契約の規定が、本条によって、著作権侵害とされないいずれの行為を実施することを防止し、又は制限する範囲において、当該規定は強制できないものとされる。

出典: CRIC による日本語訳 (https://www.cric.or.jp/db/world/england/england_c3.html) を一部変更

権利制限に関するガイダンス

イギリス知的財産庁 (The Intellectual Property Office、略称: UKIPO) は 2014 年 3 月に著作権法の例外規定に関するガイダンスを公表¹¹しており、その中には研究に関する例外規定に関するガイダンス (『Exceptions to copyright: Research』¹²) も用意されている。

この中で、フェアディーリングについて以下のように説明がなされている。

「フェアディーリング (公正利用)」とは、著作物の使用が適法であるかどうか、又は著作権を侵害しているかどうかを判断するために使用される法律用語です。フェアディーリングについての制定法による定義はありません。いずれの場合も、常に事実、程度、印象の問題になります。問われるのは、「公正で誠実な人がその著作物をどのように扱ったのか」ということです。

ある著作物の特定の取扱いが公正であるか否かを判断するのに関連するものとして裁判所が考慮している要素には、次のものがあります。

- 著作物の使用が、元の著作物の市場に影響を与えるかどうか。著作物の使用がその代替となり、権利者が収益を失うような場合、それは公平であるとはいえない可能性があります。
- 利用された著作物の量は、合理的かつ適切であるかどうか。また、利用された量を使用する必要があったかどうか。(フェアディーリングでは) 通常、著作物の一部分のみを使用することができます。

いずれか 1 つの要素の相対的な重要性は、問題となる事案や取引の種類によって異なります。

また、このガイダンスでは「研究及び私的学習のための複製」、「非商業的研究のためのテキスト及びデータマイニング」及び「引用」について以下のような解説と FAQ が提供されている。

研究及び私的学習のための複製

¹¹ Intellectual Property Office, Guidance Changes to copyright law
<<https://www.gov.uk/government/publications/changes-to-copyright-law>> (2021 年 3 月 18 日所在確認)

¹² Intellectual Property Office, Exceptions to copyright: Research, October 2014
<https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/375954/Research.pdf> (2021 年 3 月 18 日所在確認)

研究及び私的学習のための複製については、以下のように示されている。

- 研究者と学生が非商業的研究又は私的学習を行っている場合に限り、著作物の限定された抜粋を複製することが認められている。
- すべての種類の公表された著作物が、研究目的での限定的な複製を認める例外規定の対象となる。
- 複製は、実際に行っている非商業的研究又は私的学習において、厳密に必要なものに限定される。著作物全体を複製することは、一般的にフェアディールとは見なされない。
- 研究や学習終了後に複製を削除する必要はないが、研究又は私的学習以外の目的でそれらを使用することはできない。
- 私的学習は学生以外も含まれるが、実際に私的学習や研究を行っている場合に限られる。
- 研究成果等の公表に際し、「十分な出所表示 (sufficient acknowledgement)」(参考文献や参考文献などでの言及等)が求められる。
- 図書館が所蔵しているあらゆる種類の資料の複製を作成するよう依頼することができる。
- この例外規定は非商業的な研究にのみ適用されるため、企業が行う研究に適用される可能性は非常に低い。

非商業的研究のためのテキスト及びデータマイニング

非商業的研究のためのテキスト及びデータマイニングでは、以下のように示されている。

- テキストとデータマイニングでは通常、分析する著作物の複製が必要であり、法改正前は、研究にテキストマイニングとデータマイニングを使用している研究者は、著作権者からの特別な許可がない限り、著作権を侵害するリスクがあった。法改正により、そのリスクがなくなった。
- 研究者は、著作物を読むためにアクセスする法的権利(適法にアクセスする権利)をすでに有している場合、権利者からこれら著作物全体の複製を作成するための追加の許可を取得する必要なしに複製することができる。(非商業的研究のためのテキスト及びデータマイニングを目的とした複製の作成のみ)
- 研究者は、資料にアクセスするためにサブスクリプションを購入する必要がある。また、出版社とコンテンツプロバイダーは、研究者がテキストとデータマイニングに必要な複製を作成することを妨げたり不当に制限したりしない限り、ネットワークのセキュリティや安定性を確保するための合理的な措置(ダウンロード速度やアクセス回数の制限等)を講じることが認められる。一方、研究者がテキスト及びデータマイニング分析を行うために適法にアクセスできる著作物の複製を作成することを禁止する契約条項は、法的強制力を持たない。

引用

引用については、以下のように示されている。

- 法改正以前は、著作物からの引用による少量の使用は、批評、評論、引用及び時事の報道を目的としたフェアディーリングの例外に該当しない限り、著作権者によって禁止される可能性があったが、改正により、引用が合理的かつ公正である限り、他の目的のために他人の著作物を引用できるようになった(フェアディーリング)。

研究目的に係る著作物利用に関する権利制限

イギリス著作権法における、研究目的に係る著作物利用に関する権利制限の内容は、以下のよう整理される：

項目	内容
権利制限の正当化根拠	第 29 条(非商業的研究及び私的学習)(フェアディーリング) 第 29A 条(非商業的研究のためのテキスト及びデータの解析のための複製)(フェアディーリング) 第 30 条(批評、評論、引用及び時事の報道)(フェアディーリング) 第 42A 条(非商業的な目的のための研究又は私的学習のための目的を有する利用者ための司書による複製)
著作物利用の目的	<ul style="list-style-type: none">• 研究及び私的学習のための複製• 非商業的研究のためのテキスト及びデータマイニング• 引用• 図書館における非商業的研究・私的学習目的のための司書による複製
対象とする「研究」の定義・範囲	非営利の研究・私的学習であること 研究・私的学習が実際に行われていること
対象著作物の種類	特に制限はない
著作物利用の範囲	研究及び私的学習: 限定された抜粋 テキスト及びデータマイニング: 著作物全体 引用: 少量の利用 図書館における非商業研究・私的学習目的のための司書による複製: 定期刊行物のいずれかの1つの号における1つの記事、その他のいずれかの発行された著作物における合理的な割合

著作物利用の態様	研究及び私的学習 テキスト及びデータマイニング 引用:少量の利用 図書館における非商業・私的学習目的のための司書による複製 製:非商業的研究・私的学習目的
情報源の適法性	テキスト及びデータマイニングは、適法にアクセスする権利を有する著作物にかぎられる その他は、特に規定なし
権利者の利益保護との調整	利用範囲の上限を定めたり、非商業研究・私的学習目的であることの宣誓書を要求したり、適法にアクセスする権利があることを条件にすることで、権利者の利益保護を図っている。
補償金制度	特に規定なし イギリスの制限規定は、制限規定に該当する場合、著作権者への補償金は支払われないのが原則である
規定の明確性・柔軟性のバランス	上記の条項のうち、図書館における非商業研究・私的学習目的のための司書による複製については、一応の分量が示されている。それ以外は、著作物の使用量は具体的には示されていない。使用目的について、非商業目的・私的学習目的という定義以上の具体的な内容は、条文上示されていない。フェアディーリングの判断は、判例法に従う。フェアディーリングであるかどうか疑義がある場合は裁判によって判断する
権利制限規定に係るガイドライン等の策定	著作権法の例外規定に関するガイダンスが公表されている

非商業的研究及び私的学習目的の著作物利用については、非営利で、かつ、使用する著作物の潜在的な市場に対する影響が少なければフェアディーリングとなり、権利制限が認められる。ただし、フェアディーリングに該当するかどうか、知的財産庁のガイドラインに簡単な指針はあるものの、基本的には判例法に従う。権利者と利用者の中で争いがある場合は裁判によってその利用の可否を判断することとなる。

また、研究が営利目的、非営利目的であるかについては、研究者が非営利の研究機関に所属しているか、あるいは営利を目的とした企業等に所属しているかを判断基準とはしていない。代表的なテキストでは、非商業目的の研究の文言に関して、情報社会指令と矛盾しないように解釈しなければならないとされるが、EU 離脱の影響はおくとしても、その範囲は明確ではないようである。フェアディーリングについては、著作物の利用が著作物の元の市場に影響を与えるかどうか、また、利用する量が適切かどうかに基づいて判断される。

3.3. フランス

著作権法における権利制限の有無・内容

教育・研究目的の著作物の利用は、第 122-5 条(3)a で引用について、第 122-5 条(3)e で複製について規定¹³されている。第 122-5 条(3)e は教育及び研究目的の利用に関する例外規定であり、2006 年 8 月に、いわゆる DADVSI 法により、2001 年の EC 情報社会指令を国内法化する形で導入されたものである。

第 122-5 条(3)e において、著作物等を教育・研究のために制限される範囲は、以下のように限定されている。

- 著作物及び著作隣接権の対象の抜粋(extraits)及びデータベースの実質的部分の抽出及び再使用(1' extraction et la réutilisation d' une partie substantielle)であること。この要件は、保護対象全体の利用を除外する。
- 適用除外される著作物
 - 教育目的のために作成される著作物等
 - 音楽の楽譜
- 説明の目的
著作物の抜粋等の複製及び上演は、専ら研究のための説明の目的のためになされなければならない。
- 除外される利用態様
遊び又は娯楽、商業目的での利用は除外される。

さらに、第 122-5 条(10)において、公の研究におけるテキスト又はデータマイニングでの複製についての権利制限が規定されている。第 122-5 条(10)は、2016 年 10 月の改正において導入された条文¹⁴である。

また、私的使用のための複製に関する制限規定である第 122-5 条(2)において、「公表された場合に」「適法な出所から行われる、複写する者の私的使用に厳密に当てられる複写又は複製であって、集団的使用を意図されないもの」の複製を許容する、としている。

なお、フランス著作権法では、著作物の利用においては第 122-5 条(3)(e)で「専ら教育及び研究のための枠内における説明を目的とする」利用について、「一括払いを基準とする額による補償」を伴うこととしており、権利制限に伴う補償金制度について規定されている。

第 122 の 5 条

著作物が公表された場合には、著作者は、次の各号に掲げることを禁止することはできない。

- (1) 専ら家族の集まりにおいて行われる私的かつ無償の上演・演奏

¹³ 隣接権については第 211-3 条、データベースについては第 342-3 条(4)で規定されている。

¹⁴ <https://www.legifrance.gouv.fr/loda/id/LEGIARTI000033205116/2016-10-09/>

- (2) 適法な出所から行われるコピー又は複製であって、コピーする者の私的使用に厳密に当てられ、かつ、集団的使用が意図されないもの。ただし、原著作物が創作された目的と同一の目的のために使用されることが意図される美術の著作物のコピー及び第 122 の 6 の 1 条の II に規定する条件に従って作成される保全コピー以外のソフトウェアのコピー並びに電子的データベースのコピー又は複製は除く。
- (3) 著作者の名前及び出所が明示されることを条件として、
- (a) 要約及び短い引用であってそれらが挿入される著作物の批評、評論、教育、学術又は報道としての性格によって正当化されるもの
 - (b) プレス・レビュー
 - (c) 政治的、行政的、司法的又は学問的集会、政治上の公の会合及び公式の儀式において行われる公衆を対象とする演説を、時事の報道としてプレス又はテレビ放送の手段によって、全体までも頒布すること。
 - (d) フランスにおいて行われる裁判上の競売のカタログに掲載することが意図される図形的又は造形的美術の著作物の全体的又は部分的複製であって、販売に供される美術の著作物を記述することのみを目的として販売前に公衆の利用に供される複製物のためのもの。
 - (e) 著作物(教育目的のために構想される著作物及び楽譜は除く。)の抜粋の上演・演奏又は複製であって、専ら教育及び研究(教育の延長において企画される試験及びコンクールの主題の入念な作成及び頒布のためのものを含み、いずれの遊び又は娯楽の活動も除く。)の枠内における説明を目的とするもの。ただし、この上演・演奏又はこの複製が、特にデジタル作業空間の手段によって、その大多数がこの上演・演奏又はこの複製を必要とする教育、養成行為又は研究活動に直接関係する生徒、学生、教員又は研究者で構成される公衆を対象としている場合、この上演・演奏又はこの複製が、このように構成される公衆の部外者へのいずれの発行又は頒布の対象にもならない場合、この上演・演奏又はこの複製の使用が、いずれの商業的利用ももたらさない場合、かつこの上演・演奏又はこの複製が、第 122 の 10 条に規定する複写による複製権の譲渡を害することなく、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る。
- (4) パロディ、模作及び風刺画。ただし、当該分野のきまりを考慮する。
- (5) 契約に規定する使用の必要のため、かつ、契約に規定する使用の限度内において、電子的データベースの内容にアクセスするために必要な行為
- (6) 過渡的又は付随的な性格を示す一時的複製であって、技術的プロセスの構成要素かつ不可欠な部分であり、著作物の適法使用を可能とし、又は仲介者の助けを借りるネットワークの手段による第三者間の伝送を可能とすることを唯一の目的とするもの。ただし、このソフトウェア及びデータベース以外の著作物のみを対象とすることができる一時的複製は、固有の経済的価値を有してはならない。

- (7) 第 122 の 5 の 1 条及び第 122 の 5 の 2 条に規定する条件に従った公衆に開放された法人及び施設、例えば、図書館、記録保存所、資料センター及びマルチメディア文化空間による複製及び上演・演奏であって、運動的、肉体的、感覚的、精神的、認知的及び心理的機能の一又は複数の障害を負い、これらの障害の事実により著作者が著作物を公衆の利用に供する形式で著作物にアクセスすることが妨げられる者による著作物の厳密に個人的な閲覧を目的とするもの。
- (8) 公衆がアクセス可能な図書館、博物館・美術館又は記録保存機関による、保存を目的として行われる、又は個人による私的な研究若しくは調査を目的とした施設の敷地内での及び専用端末上での閲覧という環境を維持することが意図される、著作物の複製及びその上演・演奏。ただし、いずれの経済的又は商業的利益も求めないことを条件とする。
- (9) 図形的、造形的又は建築的美術の著作物の全体的又は部分的な複製又は上演・演奏であって、専ら直接的報道を目的として、かつ、直接的報道との直接の関係において、文書、視聴覚又はオンラインでのプレス的手段によって行われるもの。ただし、著作者の名前を明示することを条件とする。
- この第 9 号第 1 段は、それ自体が報道を目的とする著作物、特に写真又は図解の著作物には適用されない。
- 特にその数量又は形式によって、追及される専ら直接的報道という目的と厳密に釣合いの取れていない、又は直接的報道と直接の関係にない複製又は上演・演奏は、関係する職業部門において効力を有する協定又は料金表を基礎として、著作者への報酬をもたらす。
- (10) 公の研究の必要のための、学術的文書に含まれる、又は結び付いたテキスト及びデータマイニングを目的とした、適法な出所から行われるデジタルコピー又は複製。ただし、いずれの商業的目的も除く。デクレが、テキスト及びデータマイニングが実施される条件並びにそのためにファイルが作り出された研究活動の終了時におけるそのファイルの保存及び伝達の方法を定める。これらのファイルは、研究のデータを構成する。
- (11) 自然人によって行われる公道に恒久的に設置された建築の著作物及び彫刻の複製及び上演・演奏。ただし、いずれの商業的性格を有する使用も除く。
2. この条に列挙する例外は、著作物の通常の利用を害することはできず、また、著作者の正当な利益を不当に害することもできない。
 3. この条の適用方法、特に第 3 号 d) に規定する資料の特徴及び頒布の条件は、コンセイユ・データのデクレによって明定される。

出典: CRIC による日本語訳 (https://www.cric.or.jp/db/world/france/france_c1.html)

フランス著作権法における権利制限規定は厳格に解釈され、条文に根拠をもたない権利制限は許されないことが原則となっている。

“まず、制限規定は限定列挙であり、条文に明示されていない場合について、裁判所が著作権を制限することは許されない。次に、制限規定の適用があるのは、問題の利用行為が条文の要件

を完全に満たす場合のみである。そして、制限規定を、著作物利用者に有利な方向に拡大解釈することは許されない(著作者に有利な方向の拡大解釈は許される)。”¹⁵とされている。

このことから、フランスにおける研究目的に関する権利制限は、厳密に非営利の研究に限定されることが推定される。

また、著作権法では、集中管理機関に対する複写複製権の譲渡を規定している。

第 122 の 10 条

著作物の発行は、第 3 編第 2 章によって規律される集中管理機関であってそのために文化担当大臣から認可されたものへの複写による複製権の譲渡を伴う。認可された機関のみが、このように譲渡される権利の管理を目的として使用者といずれの取決めも締結することができる。ただし、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的としたコピーを許諾する約定は、著作者又はその権利承継人の同意を条件とする。著作物の発行の日に著作者又はその権利承継人による指定がない場合には、認可された機関の一が、この権利の譲受人とみなされる。

- 2 複写とは、写真の技術又は直接読むことを可能にする同等の効果を有する技術による紙又は類似の媒体上へのコピーの形式での複製をいう。
- 3 第 1 項の規定は、販売、貸与、宣伝又は販売促進を目的としてコピーを作成する著作者又はその権利承継人の権利を妨げない。
- 4 反対のいずれの約定にもかかわらず、この条の規定は、その発行の日のいかなを問わず、保護されるいずれの著作物にも適用される。

第 122 の 11 条

第 122 の 10 条に規定する取決めは、第 131 の 4 条第 1 号から第 3 号までに定める場合には、一括払いの報酬を規定することができる。

第 122 の 12 条

第 122 の 10 条第 1 項に規定する機関の認可は、次の各号に掲げる事項を考慮して付与される。

- (1) 構成員の多様性
- (2) 管理職者の職業的資格
- (3) これらの機関が複写による複製権の管理を確保するために活用することを提案する人的及び物的手段
- (4) 徴収した金額の分配のために規定される方法の衡平性

2 コンセイク・データのデクレが、この認可の付与及び取消しの方法並びに第 122 の 10 条第 1 項末文の適用を受けて譲受人とされる機関の選定方法を定める。

¹⁵ 『フランスにおける不文の著作権制限としての付随理論について』長塚真琴(獨協大学准教授)、「パテント 2012」Vol. 65 No. 1

第 122-5 条(3)e で規定されている、専ら教育及び研究の枠内における説明を目的とする著作物の抜粋の上演・演奏又は複製については、第 331-6 条において、技術的手段によってその権利を奪われないことが規定されている。また、第 331-31 条(2)において、「インターネット上での作品の配布と権利の保護のための高等機関 (HADOPI: Haute Autorité pour la diffusion des oeuvres et la protection des droits sur internet)」¹⁶が著作物を保護するための技術的手段についての規制及び監視を行う職務を持つことが規定されている。

第 311-6 条

私的コピーのための例外及び第 331 の 31 条第 2 号に規定する例外の特権は、第 331 の 7 条から第 331 の 10 条まで、第 331 の 33 条から第 331 の 35 条まで、及び第 331 の 37 条の規定によって保障される。

第 331-31 条

高等機関は、著作権及び隣接権によって保護される著作物及び目的物の保護及び特定に係る技術的手段の分野における規制及び監視に係る任務に基づいて、次の各号に掲げる職務を遂行する。

(1) 略

(2) 高等機関は、保護に係る技術的手段の活用が、次に掲げる条項に定める例外を受益者から奪う結果をもたらさないよう監視する。

－第 122-5 条第 2 号及び第 3 号 e) (2009 年 1 月 1 日以降) 並びに第 7 号及び第 8 号

－第 211-3 条第 2 号、第 3 号最終文 (2009 年 1 月 1 日以降) 並びに第 6 号及び第 7 号

－第 342-3 条第 3 号 (2009 年 1 月 1 日以降) 及び第 4 号

－並びに、第 331-4 条

(以下略)

HADOPI は技術的保護手段に対する規制として、2013 年 7 月 6 日に、フランス国立図書館への納本制度において、技術的保護措置 (TPM) が適用されていない形式での提供を受けることを許可する意見を公表¹⁷している。

研究目的に係る著作物利用に関する権利制限

フランス著作権法における、研究目的に係る著作物利用に関する権利制限の内容は、以下のよう整理される:

¹⁶ <https://www.hadopi.fr/>

¹⁷ <https://www.hadopi.fr/ressources/ressources-juridiques/avis/avis-bnf>

項目	内容
権利制限の正当化根拠	著作権法第 122 の 5 条(3)e、(10)
著作物利用の目的	教育及び研究の枠内での説明目的の複製、上演、演奏 公の研究の必要のためのテキスト及びデータマイニング
対象とする「研究」の定義・ 範囲	非営利の研究に限定される
対象著作物の種類	特に規定なし
著作物利用の範囲	特に規定なし
著作物利用の態様	<p>第 122-5 条(3)e で以下のように規定されている。 専ら教育及び研究の枠内における説明を目的とするものであり、以下の要件を満たすことが求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 著作者の名前及び出所が明示されること • 説明相手の大多数がこの上演・演奏又はこの複製を必要とする教育、養成行為又は研究活動に直接関係する生徒、学生、教員又は研究者で構成される公衆を対象としていること • 上記以外の部外者へのいずれの発行又は頒布の対象にもならないこと • いずれの商業的利用ももたらさないこと • 第 122 の 10 条に規定する複写による複製権の譲渡を害することなく、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償されること
情報源の適法性	適法な出所であることが求められる
権利者の利益保護との調整	著作者の名前及び出所が明示されること(著作者人格権の保障)、複製が、第 122-10 条に規定する複写による複製権の譲渡を害することなく、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償されること(財産的権利)が規定されている。
補償金制度	第 122-5 条(3)e において、著作物の複製権は第 122-10 条に基づき集中管理機関に譲渡され、一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償されることが規定されている。

規定の明確性・柔軟性のバランス	研究目的に係る権利制限についてはその使用方法が厳密に規定され、また、補償金についても規定されており、著作権者の権利保護を重視する法制度となっている。
権利制限規定に係るガイドライン等の策定	フランス財務省の下に設置されている APIE が「著作権、画像の権利:コンテンツを使用するための重要な手順 ¹⁸ 」というガイドラインを発行している。 ただし、内容については基本的なものであり、権利制限に該当するかどうかの判断基準等は示されていない。

フランスにおいては、研究が営利目的、非営利目的であるかについては厳密に判断されるため、権利制限規定の適用においては、研究者が非営利の学術・研究機関に所属しており、かつ、利用方法が商業的目的を持たないことが求められる。

3.4. ドイツ

著作権法における権利制限の有無・内容

ドイツ著作権法では、第 51 条で引用について、第 52 条において私的利用のための複製について権利制限が規定されている。また、ドイツでは 2013 年 10 月に著作権法が改正され、「第4款 授業、学術及び諸機関に関して法律により許容される使用」¹⁹において授業・教育(第 60a 条及び第 60b 条)、学術・研究(第 60c 条)、及び、いわゆるビッグ・データの利活用を目的とするデータマイニング(第 60d 条)等に関する一連の制限規定が新設された。

この改正に伴い、それまで学術研究に関する制限規定として規定されていた、著作物の専ら限られた範囲への公衆提供(第 52a 条)と、自身の学術的利用のための複製(第 53 条 2 項 1)が廃止されている。この改正内容は、2018 年 3 月 1 日に施行され、2023 年 2 月末までの 5 年間施行されるものであり、その時点で見直しを行うことが定められている。

第 142 条 評価・時限設定

- (1) 連邦政府は、著作権・知識社会法の施行後4年において、ドイツ連邦議会に、第1章第6節第4款の効果について報告を行う。
- (2) 第1章第6節第4款は、2023年3月1日以降は適用されない。

第 60c 条では研究のために利用できる著作物の割合が規定されており、「非商業的な学術の研究を目的とする場合には、著作物は、その 15 パーセントを上限として、・・・複製し、頒布し、及び

¹⁸ “Droit d’auteur, droit à l’image : les étapes essentielles pour utiliser un contenu”
(https://www.economie.gouv.fr/files/files/directions_services/apie/propriete_intellectuelle/publications/utiliser_contenu_etapes_essentielles.pdf)

¹⁹ <https://www.gesetze-im-internet.de/urhg/BJNR012730965.html#BJNR012730965BJNG004800123>

公衆提供することができる」とされている。また、固有の学術の研究を目的とした場合、「その 75 パーセントを上限として、複製することができる」とされている。第 60c 条の規定によれば、著作物の頒布や公衆提供を行う場合は利用対象とする著作物の 15%までとし、頒布や公衆提供を行わず、研究目的で複製のみを行う場合には 75%の利用が認められる。

第 60e 条では図書館での複製に関する権利制限を規定しているとともに、第 60f 条で記録保存所、博物館及び教育施設で図書館における規定を準用することが定められている。図書館が利用者に対して著作物の複製を行う際には、「1 回につき、著作物の 10 パーセントを上限とする複製、並びに個々のイラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物の複製で、非商業的な目的のために行うものを、可能にすることができる。」と規定している。

ドイツ著作権法における研究等に関わる権利制限規定

第 51 条 引用

公表された著作物を、引用を目的として複製し、頒布し、又は公衆に再生することは、使用がその範囲において個別の目的により正当なものと認められるときは、許される。この引用は、とりわけつぎに掲げる場合に許される。

1. 少量の著作物を、その公表後、独立した学術の著作物のなかに、その内容を説明するために取り込む場合
2. 著作物の部分を、その公表後、独立した言語の著作物のなかに、引き合いに出す場合
3. 発行された音楽の著作物の若干の部分を、独立した音楽の著作物のなかに、引き合いに出す場合

第1文及び第2文に基づく引用の権能には、引用される著作物を描写したもの又はその他複製したものが、それ自体において、著作権又は著作隣接権による保護を受ける場合にも、その描写したも又はその他複製したものの使用が含まれる。

第 53 条 私的及びその他の自己の使用のための複製

(1) 自然人が、私的使用のために、支持物には係わらず著作物を少量複製することは、その複製が直接的であるか又は間接的であるかを問わず営利を目的としない場合であって、その複製のために明らかに違法に製作され又は公衆提供された原本が用いられないものと認められるときは、許される。この複製について権限を有する者は、複製が無償で行われ、又は複製が任意の写真製版の方法その他類似の効果を有する方法を用いて紙若しくは類似の支持物に行われるものと認められる場合には、その複製物を他人に製作させることもできる。

第4款 授業、学術及び諸機関に関して法律により許容される使用

第 60c 条 学術の研究

(1) 非商業的な学術の研究を目的とする場合には、著作物は、その 15 パーセントを上限として、次の各号に掲げる者のために、複製し、頒布し、及び公衆提供することができる。

1. 自分の学術の研究のため、一定の限定された範囲の者²⁰
 2. 学術の研究の質に関する審査に携わる、ごく少数の第三者
- (2) 自分の学術の研究のため、著作物は、その 75 パーセントを上限として、複製することができる。
- (3) 前 2 項にもかかわらず、イラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における個々の編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物は、その全部を使用することができる。
- (4) 著作物が公衆に口述され、上演・演奏され、又は上映される間に、当該著作物を録画物又はレコード盤に収録し、及び後に公衆提供することは、第 1 項乃至第 3 項に基づき、許されない。

第 60d 条 テキスト及びデータマイニング

- (1) 多数の著作物(原資料)を学術的な研究を目的として自動的に解析するためには、次の各号に掲げることは許される。
1. 原資料を、当該原資料に基づき、とりわけ標準化、構造化及び類型化を通じて解析可能なコーパスを作成するために、自動的かつ体系的に複製すること
 2. そのコーパスを、共通の学術的な研究に関して明確に限定された範囲の者に対し、及び、学術的な研究の質に関する審査を目的として個々の第三者に対し、公衆提供すること
- この場合において、使用者は、非商業的な目的のみを追求することができる。
- (2) データベースの著作物が前項の条件に従って使用されるときは、第 55a 条第1文に基づく通常の使用とみなされる。データベースの重要でない部分が前項の条件に従って使用されるときは、第 87b 条第1項第2文及び第 87e 条の意味において、データベースの通常の利用及びデータベース製作者の正当な利益と適合するものとする。
- (3) コーパス及び原資料を複製したものは、研究作業の終了の後、消去し、その公衆提供は終了しなければならない。ただし、コーパス及び原資料を複製したものを、第 60e 条及び第 60f 条に定める機関に対し持続的な保存を目的として引き渡すことは、許される。

第 60e 条 図書館

- (1) 公衆に利用可能な図書館で、直接的又は間接的に商業的な目的を追求しないもの(図書館)は、その所蔵又は展示に係る著作物を、その提供、インデックス登録、目録作成、保存及び修復を目的とする場合には、複数回にわたり、技術的な結果として生ずる変更を加えることによっても、複製し、又は複製させることができる。
- (2) 図書館は、修復を目的とする場合には、その所蔵に係る著作物を複製したものを、他の図書館又は第 60f 条に定める機関に、頒布することができる。図書館は、修復された著作物、

²⁰ CRIC の訳文を一部修正した。原文は以下の通り:「für einen bestimmt abgegrenzten Kreis von Personen für deren eigene wissenschaftliche Forschung sowie」 <https://www.gesetze-im-internet.de/urhg/_60c.html>

及び、複製物で、その在庫に係る新聞、絶版又は破損した著作物からなるものを、貸し出すことができる。

- (3) 図書館は、第2条第1項第4号乃至第7号に定める著作物を複製したものを、図書館の所蔵の公衆への展示に伴い、又はその所蔵の資料整備を目的とする場合には、頒布することができる。
- (4) 図書館は、その構内のターミナルにおいて、その所蔵に係る著作物を、その使用者に対し、その調査又は私的研究のために、提供することができる。図書館は、使用者に対し、ターミナルにおける複製として、1回につき、著作物の10パーセントを上限とする複製、並びに個々のイラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物の複製で、非商業的な目的のために行うものを、可能にすることができる。
- (5) 図書館は、使用者の個別の求めに応じ、公表された著作物の10パーセントを上限とする複製、及び個々の編集構成物で専門雑誌又は学術雑誌に公表されたものを、非商業的な目的のために引き渡すことができる。

第 60f 条 記録保存所、博物館及び教育施設

- (1) 記録保存所、映画又は音響遺産の領域における施設、並びに公衆に利用可能な博物館及び教育施設(第 60a 条第 4 項)で、直接的又は間接的に商業的な目的を追求しないものに関しては、第 60e 条を、その第5項を除き準用する。
- (2) 記録保存所で、公益の事業も行うものは、著作物を記録財産としてその所蔵に組み入れるために、その著作物を複製し、又は複製させることができる。提出機関は、その保有に係る複製を、直ちに消去しなければならない。

出典: CRIC による日本語訳 (<https://www.cric.or.jp/db/world/germany.html>) を一部変更

また、ドイツでは権利制限に伴う報酬請求権が規定されている。第 54 条において、「著作物の著作者は、機器及び記憶媒体であって、その類型が単独で又は他の機器、記憶媒体若しくは付属品と結合して、そのような複製を行うために使用されるものの製造者に対して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する」ことが定められている。この報酬請求権は第 60h 条において「相当なる報酬を求める請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる」とされている。

ドイツ著作権法における研究等に関わる報酬請求権

第 54 条 報酬の義務

- (1) 著作物の種類により、第 53 条第1項若しくは第2項又は第 60a 条から第 60f 条に基づく複製が見込まれる場合には、著作物の著作者は、機器及び記憶媒体であって、その類型が単独で又は他の機器、記憶媒体若しくは付属品と結合して、そのような複製を行うために使用されるものの製造者に対して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。
- (2) 前項に基づく請求権は、諸般の事情に照らし、機器又は記憶媒体がこの法律の適用領域

において複製のために使用されないことが見込まれ得るものと認められるときは、消滅する。

第 54a 条 報酬の額

- (1) 報酬の額に関する基準は、機器及び記憶媒体が、類型として、第 53 条第1項若しくは第2項又は第 60a 条から第 60f 条に基づく複製のために事実上使用される程度とする。この場合において、第 95a 条に基づく技術的保護手段が当該著作物に対して適用される程度を、考慮するものとする。
- (2) 機器に関する報酬は、当該機器に内蔵される記憶媒体又はその他当該機器と機能上連動する機器若しくは記憶媒体に関する報酬の義務を考慮した場合にも、それが全体として相当となるように、これを算定するものとする。
- (3) 報酬の額を決定する場合には、機器及び記憶媒体の使用上の重要な特性、とりわけ機器の性能並びに記憶媒体の記憶容量及び書換え可能性を顧慮するものとする。
- (4) 報酬は、機器及び記憶媒体の製造者を不当に害してはならない。報酬は、機器又は記憶媒体の価格水準に対して、経済的に相当な関係に立つものでなければならない。

第 54b 条 販売者又は輸入者の報酬の義務

- (1) 機器又は記憶媒体をこの法律の適用領域に業として輸入し又は再輸入する者又はそれらを販売する者は、製造者とともに連帯債務者として責任を負う。
- (2) 輸入者とは、機器又は記憶媒体をこの法律の適用領域に搬入し、又は搬入させる者をいう。輸入が外国の者との契約に基づく場合において、この法律の適用領域に居住する契約の相手方が業として業務を行うものと認められるときは、この相手方のみを輸入者という。物品の搬入に際して、単に運送取扱者若しくは運送者として、又は類似の地位において業務を行うにすぎない者は、輸入者にあたらぬ。1992 年 10 月 12 日の共同体関税法典を制定する理事会規則(欧州経済共同体)第 2913/92 号(欧州共同体公報第 L302 号第1頁)の第 166 条に基づき、対象物品を第三国から保税地域若しくは保税倉庫に搬入し又は搬入させる者は、対象物品がこの領域において使用され又は関税法上の自由流通に供されるときにかぎり、輸入者とみなされる。
- (3) つぎの各号のいずれかに掲げる場合には、販売者の報酬の義務は消滅する。
 1. 販売者がその機器又は記憶媒体の仕入元とする者が、報酬の支払いにつき義務を負う者として、報酬に関する団体契約に拘束されているものと認められる場合
 2. 販売者が、仕入れた機器及び記憶媒体の種類並びに個数並びにその仕入元を、第 54h 条第 3 項により指定された受付機関に対し、先行した暦年半年を対象として、その都度 1 月 10 日及び 7 月 10 日までに書面によって通知する場合

第 54c 条 写真複写機器の操作者の報酬の義務

- (1) 第 54 条第1項に規定する種類の機器で、写真複写の手段により又は同等の効果を有する

方法で複製を行うものが、学校、大学並びに職業教育若しくはその他の養成及び研修教育に関する施設、研究施設若しくは公共図書館において、非商業的な記録保存所若しくは施設で映画又は音響遺産の領域のもの若しくは非商業的な博物館で公衆が利用可能なものにおいて、又はそうした機器を写真複写の有償の製作のために備える施設において操作されるときは、著作者は、機器の操作者に対しても、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。

- (2) 操作者が一括して義務を負うべき報酬の額は、諸般の事情に照らし、とりわけその設置の場所及び通常の使用に照らし推定される機器の使用の態様及び範囲を基準として、算定するものとする。

第 54d 条 表示義務

売上税法第 14 条第2項第1文第2号第2文により請求書の提供義務が存するものと認められるときは、第 54 条第1項に規定する機器又は記憶媒体の譲渡その他の取引提供行為に関する請求書には、当該機器又は記憶媒体に割り当てられる著作者報酬を表示するものとする。

第 54e 条 申告義務

- (1) 機器又は記憶媒体をこの法律の適用領域に業として輸入し、又は再輸入する者は、著作者に対して、輸入された対象物品の種類及び個数を、第 54h 条第3項により指定された受付機関に、月次により、毎月の経過の後 10 日までに書面によって通知する義務を負う。
- (2) 申告義務者がその申告義務に従わず、又は不完全に、若しくはその他不誠実に従うにすぎないときは、二倍の報酬基準額を請求することができる。

第 54f 条 報告義務

- (1) 著作者は、第 54 条又は第 54b 条に基づき報酬の支払いについて義務を負う者に対して、この法律の適用領域において譲渡又は取引に供された機器及び記憶媒体について、その種類及び個数に関する報告を求めることができる。販売者の報告義務は、仕入元の名称にも及ぶものとし、第 54b 条第3項第1号の場合にも存するものとする。第 26 条第7項の規定は、ここに準用する。
- (2) 著作者は、第 54c 条第1項の意味における施設内の機器の操作者に対して、報酬の算定のために必要な報告を求めることができる。
- (3) 報酬の支払いについて義務を負う者がその報告義務に従わず、又は不完全に、若しくはその他不誠実に従うにすぎないときは、二倍の報酬基準額を請求することができる。

第 54g 条 監督訪問

第 54c 条により操作者が義務を負うべき報酬の算定のために必要と認められるときは、著作者は、自らに対して、機器を写真複写の有償の製作のために備える操作者の事業所及び営業所

へ立ち入ることを、通常の事業時間又は営業時間内に許すよう、求めることができる。監督訪問は、回避可能な営業妨害が生じないよう、行われなければならない。

第 54h 条 集中管理団体及び通知に関する取扱い

- (1) 第 54 条乃至第 54c 条、第 54e 条第 2 項、第 54f 条及び前条に基づく請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。
- (2) いずれの権限を有する者も、第 54 条乃至第 54c 条に基づき支払われた報酬について、相当なる配当を受ける資格を有する。著作物が第 95a 条に従う技術的手段によって保護されていると認められるときは、その者は、収入の分配に際して顧慮されることはない。
- (3) 第 54b 条第 3 項及び第 54e 条に基づく通知に備え、集中管理諸団体は、ドイツ特許商標庁に対して共通の受付機関を指定しなければならない。ドイツ特許商標庁は、これを連邦公報に公示する。
- (4) ドイツ特許商標庁は、第 54b 条第 3 項第 2 号及び第 54e 条に基づく通知のための書式を、連邦公報に公示することができる。書式が公示された場合には、これを使用するものとする。
- (5) 集中管理諸団体及び受付機関は、第 54b 条第 3 項第 2 号、第 54e 条及び第 54f 条に従って得た申告を、第 1 項に基づく請求権の行使のためにのみ用いることができる。

第 60h 条 法律により許容される使用に関する相当なる報酬

- (1) 著作者は、この款の定めに従う使用に関して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する。複製は、第 54 条乃至第 54c 条に基づいて、報酬を受ける。
- (2) 前項にかかわらず、次に掲げる使用については、報酬を要しない。
 1. 第 60a 条第 1 項第 1 号及び第 3 号並びに同条第 2 項に基づく教育施設の構成員及びその家族のためにする公衆再生で、公衆提供を除くもの
 2. 第 60e 条第 1 項及び第 60f 条第 1 項に基づくインデックス登録、目録作成、保存及び修復を目的とする複製
- (3) 相当なる報酬に関し使用に即した算出を行うにあたっては、包括的な報酬又は使用に関する代表的なサンプリングをもって足りる。ただし、第 60b 条及び第 60e 条第 5 項に基づく使用の場合は、このかぎりでない。
- (4) 相当なる報酬を求める請求権は、集中管理団体によってのみ行使することができる。
- (5) 使用者が施設内においてその行為を行う場合には、専らその施設が報酬の債務者にあたる。複製で、第 54 条乃至第 54c 条に基づき第 1 項第 2 文に従い報酬を受けるものに関しては、専らこの定めが適用される。

第 63a 条 法定の報酬請求権

著作者は、この節に基づく法定の報酬請求権をあらかじめ放棄することができない。法定の報酬請求権は、あらかじめ集中管理団体に、又は、出版者が当該請求権を出版者及び著作者の権利を共に管理する集中管理団体に管理させるときは、出版権の許与と合わせてその出版者によりのみ、移転することができる。

権利制限規定に対する契約条項のオーバーライドについては、第 60g 条で権利制限規定を優先することが示されている。ただし、図書館及び記録保存所、博物館及び教育施設に設置されたターミナル(端末機器)での複製に関しては、契約による権利制限のオーバーライドを認めている。

第 60g 条 法律により許容される使用及び契約上の使用権限

- (1) 権利保有者は、第 60a 条乃至第 60f 条に基づき許容される使用を制限し又は妨げる合意で使用権限者の不利益となるものを、援用することはできない。
- (2) 合意であって、第 60e 条第 4 項及び第 60f 条第 1 項に基づくターミナルにおける提供、又は第 60e 条第 5 項に基づき個別の求めに応じ複製したものの送付を専ら対象とするものは、前項にかかわらず、法律による許容に優先する。

研究目的に係る著作物の利用に関するガイドライン

連邦教育研究省 (Bundesministerium für Bildung und Forschung) はドイツ図書館協会の協力を得て研究における著作物利用に関する説明資料「学術研究における著作権・研究・教育・図書館の概要」(Urheberrecht in der Wissenschaft²¹)を作成している。この中で、著作物の利用割合については、「著作権法第 60c 条(2)は、作品の最大 75%を自分の個人的な学術研究のために複製することを許可しています。ただし、法律では作品の複製のみが許可されていることに注意してください。つまり、アナログ又はデジタルコピーの作成のみが許可されています。」としており、複製が配布又は公開される場合は 15%になることが示されている。

また、15%の複製が許される使用例として、明確に定義された受信者のグループのみに配布又は公開される場合に加え、「学術研究の質の監視に寄与する場合」として、「特にピアレビュー手順の枠組みで実施されるモニタリングを対象としている」ことが示されている。

なお、著作物利用のパーセンテージを計算する方法は、「特定の作品に関するパーセンテージのしきい値を計算するために、紹介、目次、参考文献、索引(空白ページは数えない)を含む、本の番号付きページの総数に基づいて計算すること」としている。

テキスト及びデータマイニングでの利用については、「(権利制限は)技術的手段(コピー防止など)によって保護されているソース資料にも当てはまります。学者は、著作権の制限と例外に基づいて資料を使用できるようにするために、権利所有者に保護を削除するよう要求する権利があります(著作権法第 95b 条)」と、DRM 等の解除を要求できることが示されている。

また、著作権法第 60d 条は学術研究のためのテキスト及びデータマイニングのみを規制しており、企業等における商業目的でのテキスト及びデータマイニングは含まれないことが記されている。これについては、2019 年に発効した「デジタル単一市場における著作権に関する欧州連合指令」

²¹ https://www.bildung-forschung.digital/files/190902_Handreichung_UrhWissG_bfd.pdf

が規制しているが、まだドイツ著作権法には反映されておらず、指令がドイツの法律に置き換えられると、ドイツの著作権法がこの分野を規制することが示されている。

研究目的に係る著作物利用に関する権利制限

ドイツ著作権法における、研究目的に係る著作物利用に関する権利制限の内容は、以下のよう
に整理される：

項目	内容
権利制限の正当化根拠	第 51 条(引用) 第 60c 条(学術の研究) 第 60d 条(テキスト及びデータマイニング) 第 60e 条(4) (図書館が所蔵する著作物の非商業的な目的の研究のための複製、提供)
著作物利用の目的	引用、非商業的な学術・研究、テキスト及びデータマイニングについて権利制限が認められる
対象とする「研究」の定義・範囲	非商業的な研究
対象著作物の種類	特に規定なし
著作物利用の範囲	第 60c 条において、以下のように明示されている。 <ul style="list-style-type: none"> 非商業的な学術の研究を目的とする場合：著作物の 15 パーセントを上限とする 固有の学術の研究を目的とする橋：著作物の 75 パーセントを上限とする イラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における個々の編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物は、その全部を使用することができる
著作物利用の態様	複製、頒布、公衆提供が認められる。
情報源の適法性	特に規定なし
権利者の利益保護との調整	補償金制度、また、利用範囲の上限を定めることにより、権利者の利益保護を図っている。
補償金制度	第 54 条において、「著作物の著作者は、機器及び記憶媒体であって、(中略)複製を行うために使用されるものの製造者に対し

	て、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する」とされ、機器及び媒体からの補償金制度がある。
規定の明確性・柔軟性のバランス	権利制限となる利用に関し、利用可能割合が法の条文内で示されており、明確性が高いといえる。 また、権利制限に伴う補償金制度が定められており、著作権者と利用者のバランスをとった内容になっている。
権利制限規定に係るガイドライン等の策定	連邦教育研究省による「学術研究における著作権・研究・教育・図書館の概要」において、詳しい利用方法について説明を行っている。

ドイツにおいてもフランスと同様、研究が営利目的、非営利目的であるかについては厳密に判断されるため、研究者が非営利の学術・研究機関に所属しており、かつ、利用方法が商業的目的を持たないことが求められる。

3.5. 韓国

著作権法における権利制限の有無・内容

韓国著作権法では、法第 28 条において引用に関する著作権の制限が規定されており、第 30 条では私的利用のための複製が認められている。また、法第 35 条の 5(著作物の公正利用)²²において、フェアユース規定が定められている。

韓国では韓米 FTA に基づき、2011 年 12 月 2 日の法律改正により著作権法第 35 条の 3(著作物の公正な利用)を新設し、公正利用(フェアユース)の法理を明文で導入した。このため米国のフェアユース規定と類似した内容となっており、また、フェアユースであるかどうかの判断基準も具体的な形では規定されていない。

第 28 条 (公表された著作物の引用)

公表された著作物は、報道、批評、教育又は研究等のために、正当な範囲内において、公正な慣行に合致する方法でこれを引用することができる。

第 30 条 (私的利用のための複製)

公表された著作物を、営利を目的とせず、個人的に利用したり、家庭やこれに準ずる限られた範囲内で利用する場合には、その利用者は、これを複製することができる。ただし、公衆の使用に提供するために設置されたコピー機、スキャナ、カメラなどの文化体育観光部令で定める複製機器による複製は、この限りでない。<改正 2020. 2. 4>

第 31 条 (図書館等における複製等)

²² 2019 年 11 月 26 日の法改正で、第 35 条の 3 から第 35 条の 5 に移動された。

(1) 「図書館法」による図書館及び図書、文書、記録その他の資料(以下「図書等」という。)を公衆の利用に供する施設のうち、大統領令で定める施設(当該施設の長を含む。以下「図書館等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その図書館等に保管された図書等(第1号の場合は、第3項の規定により当該図書館等が複製し、又は伝送を受けた図書等を含む。)を使用して著作物を複製することができる。ただし、第1号及び第3号の場合には、デジタル形態で複製することができない。

- 一 調査、研究を目的とする利用者の要求に応じて公表された図書等の一部の複製物を1人1部に限り提供する場合
- 二 図書等それ自体の保存のために必要な場合
- 三 他の図書館等の要求に応じて絶版その他これに準ずる事由により入手が困難な図書等の複製物を保存用として提供する場合

(以下略)

第35条の5(著作物の公正な利用)

(1) 第23条から第35条の4まで、第101条の3から第101条の5までの場合のほか、著作物の通常の利用方法と衝突せず、著作者の正当な利益を不当に害しない場合には、著作物を利用することができる。<改正 2016年3月22日、2019.11.26.>

(2) 著作物利用行為が第1項に該当するかを判断するときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。<改正 2016年3月22日.>

- 一 利用の目的と性格
- 二 著作物の種類及び用途
- 三 使用された部分が著作物全体に占める割合とその重要性
- 四 著作物の利用は、その著作物の現在の市場又は価値や潜在的な市場や価値への影響

[本条新設 2011.12.2.]

[第35条の3の移動<2019.11.26.>]

第37条(出所の明示)

(1) この款の規定により著作物を利用する者は、その出所を明示しなければならない。ただし、第26条、第29条から第32条まで、第34条及び第35条の2から第35条の4までの場合には、この限りでない。<改正 2011.12.2.、2019.11.26.>

(2) 出所の明示は、著作物の利用状況に応じて合理的と認められる方法でこれをしなければならず、著作者の実名又は異名が表示された著作物については、その実名又は異名を明示しなければならない。

著作物の公正利用に関するガイドライン

2010年12月に「著作物の公正利用に関するガイドライン²³」が著作権共生協議体によって発行され、2011年5月に韓国著作権委員会自由利用サイト(<http://freeuse.copyright.or.kr>)と文化体育観光部ホームページ(<http://www.mcst.go.kr>)においてオンラインで提供された。このガイドラインの中で、著作物の利用がフェアユースに該当するかどうかの判断基準を示している。

XI-1. 営利又は非営利利用の目的と性格(第35条の3第2項第1号)²⁴

公正利用となるかどうかの判断においては、最初に、著作物等の利用の目的及び性質を考慮しなければならない。これはフェアユース利用判断の第1要素である。

XI-1-a. 利用が営利目的なのかどうか

(1) 著作物の利用が営利目的のかどうかは、法文自体も明示しているように公正利用の判断の第1の要素を判断する上で重要な考慮要素となる。しかし、営利目的を持てば、常に公正利用することができず、非営利目的のためのものであれば、無条件に公正利用になることは決してない。米国の判例も「著作物の利用は、教育的で、営利を目的としたものではないという事実だけで、侵害の認定から自由でないのと同様に利用の商業性質だけで公正利用の認定が完全に排除されるわけではない」としている)

しかしながら、利用の目的が営利的な性格を持つ場合がそうでない場合に比べて公正利用と認められるに不利な面があり、逆に、利用の目的が非営利的な性格を持つ場合が相対的に有利な面があることは事実である。韓国判例が公表された著作物の引用に関する著作権法第28条の適用に関連して、「この場合は、必ず非営利的な目的のための利用だけ認められることができるものではないが、営利的な目的のための利用は非営利目的のための利用の場合に比べて、自由利用が許容される範囲がかなり狭くなる」との判例は、補足的一般条項である第35条の3についても同様に適用される。

(2) 営利目的の程度に関する説明(略)

(3) 商品広告が公正利用とみなされる可能性についての説明(略)

(4) 営利目的とは、必ず直接金銭的対価を取得する目的のみを意味するものではなく、間接的にでも利益の創出に寄与しようとするのであれば、これに該当する。したがって、企業の内部に設置されたアーカイブなど、職員が調査や研究の目的のために学術論文などを複製することも、最終的に企業の利益創出活動に寄与しようとする目的で行われるものである以上、営利の目的があると見ることができる。また、出版されていない宗教書籍を無断複製して、信徒

²³ 「저작물의 공정이용에 관한 가이드라인-원본」

<<https://gongu.copyright.or.kr/gongu/planng/ebook/list.do?ebookSe=04&menuNo=200096>>
(2021年3月2日時点でリンク切れとなっている)

²⁴ 2019年の著作権法改正により、現在は第35条の5第2項第1号となっている

たちに配布することも利益をとる行為であるため、直接商業的利益を目的としていないという理由で最初の考慮要素で有利に扱うことはないとした米国の判例がある。その事件で営利目的の有無の判断において、基準としたのは、金銭的な利益を唯一の目的とするかどうかではなく、通常の対価を支払わずに著作物から利益を取る地位にあるかどうかであった。これらの基準に基づいては、P2P プログラムを利用して、著作権侵害音源をダウンロードした利用者にも「営利の目的」があると認められたことがある。

フェアユースが争点となった判例

韓国ではフェアユースが争点となった判例はまだそれほど多くないが、政府機関への申請において学術論文を著作権者の許可を得ずに複製したことについて、フェアユースに該当するという判例が示されている。

不正競争行為の禁止等請求訴訟

医療機器の製造・販売を行うための健康保険審査評価院に対する「治療行為に対する健康保険における非給与対象認定申請」において、原告が著作権を持つ著作物(学術論文)を複製して提出したことが公正利用にあたりと判断された事例:(2016 合 534984),ソウル中央地方法院民事 63 部(裁判長イギョホン部長判事)

【事案の概要】

研究者 A 氏及び医療機器メーカー B 社が、類似商品を発売した C 社を被告として、「C 社が A 氏及び B 社の成果物を無断盗用して製品発売を行ったことが不正競争防止法と著作権法に違反している」として訴訟を起こした。

C 社は原告の医療機器を利用した治療行為が非給与対象(健康保険適用)となると、直ちに自社の同様の製品を用いた治療行為について健康保険審査評価院に非給与対象認定を申請し、提出書類の「国内外の研究論文など関連資料」欄に原告の著作物のタイトル、臨床内容、臨床方法、結果、結論などを記載するとともに、著作物の写しを添付して提出した。

【判旨】

法院は、「本件において特許主張が排除されているため、治療方法自体に対する独占的・排他的地位を認める根拠はなく、本件治療方法のための医療機器を製造・販売する行為に違法性が認められるとは言えない」として、原告の主張を却下した。

著作権侵害の訴えに対しては、「行政手続のために公開された学術論文を利用したことは、著作権法上公正利用に該当する」とし、問題がないとの判断を示している。

研究目的に係る著作物利用に関する権利制限

韓国著作権法における、研究目的に係る著作物利用に関する権利制限の内容は、以下のように整理される：

項目	内容
権利制限の正当化根拠	第 28 条 (公表された著作物の引用) 第 31 条 (図書館等における複製等) 第 35 条の 5 (著作物の公正な利用)
著作物利用の目的	研究等のための引用、調査・研究を目的とする利用者の要求に応じた図書等の複製物の提供、著作物の公正利用 (フェアユース)
対象とする「研究」の定義・範囲	フェアユースにおける「研究」の定義については、非営利であることが重要な要素となる。ただし、商業目的の場合でもフェアユースとなる場合があり、最終的には裁判によって判断される。
対象著作物の種類	特に規定なし
著作物利用の範囲	第 35 条 5 項で「使用された部分が著作物全体に占める割合とその重要性」によってフェアユースとなるかどうかの判断がなされることが規定されているが、現状はまだ判例等が蓄積されておらず、明確な定義はなされていない状況である。
著作物利用の態様	第 35 条 5 項で「その著作物の現在の市場又は価値や潜在的な市場や価値への影響」によってフェアユースとなるかどうかの判断がなされることが規定されているが、現状はまだ判例等が蓄積されておらず、明確な定義はなされていない状況である。
情報源の適法性	特に規定なし
権利者の利益保護との調整	著作物の現在又は潜在的な市場価値に影響を与える場合はフェアユースに該当しないとみなされる可能性が高いと思われるため、権利者の利益保護に一定の配慮をしているといえる。
補償金制度	特に規定なし
規定の明確性・柔軟性のバランス	フェアユースに関しては条文中で明確な規定がないため、明確であるとは言えない。
権利制限規定に係るガイドライン等の策定	2010 年に「著作物の公正利用に関するガイドライン」が出されているが、現在は公開されていない

韓国においては米国と同様に、研究が営利目的、非営利目的であるかについては、研究者が非営利の研究機関に所属しているか、あるいは営利を目的とした企業等に所属しているかを判断基準としているのではなく、著作物の利用が著作物の元の市場に影響を与えるかどうか、また、利用する量が適切かどうかに基づいて判断される。

3.6. EU

EU では EU 域内で直接・間接的に企業や個人を規制するため、規則(Regulation)、指令(Directive)、決定(Decision)、勧告(Recommendation)、意見(Opinion)の5種類の法令を定めている。規則は EU 加盟国の法令を統一するために制定される法令であり、EU 加盟各国の国内法よりも優先して適用されなければならない。指令は EU 加盟国間での規制内容の統一(調整)を目的とする法令であり、通常は EU 加盟国へは直接適用されず、加盟国それぞれにおいてこの指令に準拠した国内法の制定が必要となる。このため、EU 加盟国は指令で定められた期日(通常は EU 官報掲載後3年以内)までに国内法として制定・改正しなければならない。

著作権に関する指令としては、2001 年の情報社会指令や、2019 年のデジタル単一市場における著作権指令が採択されている。

情報社会指令(欧州著作権指令)

2001 年 5 月 22 日に、欧州委員会は「情報化社会における著作権並びに著作隣接権の調和に関する指令」(情報社会指令、2001/29/EC)を採択した。この指令は、WIPO 著作権条約及び WIPO 実演・レコード条約を履行し、著作権の例外など、欧州全域の著作権法の側面を調和させることを目的として制定されたものである。この指令は、ローマ条約の国内市場規定に基づいて制定された。

本指令の第 5 条 3 項(a)において、加盟国が、授業又は学術研究を目的とする著作物の一定の利用について、第 2 条(複製権)及び第 3 条(公衆への伝達権・利用可能化権)のいずれか一方又は両方に権利制限規定を設定することを許容することを定めている。

本指令では「授業」と「学術研究」について具体的な定義は示されていないものの、前文 42 において、非営利の教育目的又は科学研究目的のための例外又は制限を適用する場合について、一定の考え方を示している。

前文

(42) 遠隔学習の場合を含め、非営利の教育目的又は科学研究目的のための例外又は制限を適用する際、当の活動の非営利的な性質は、そのような活動それ自体によって判断されなければならない。組織の構造及び関係する機関の資金を得る手段は、この点に関する判断要素とはならない。

第 5 条 例外及び制限

1. 第 2 条に示す一時的な複製行為は、それが過渡的又は偶発的なものであり、技術的な処理の不可欠かつ重要な部分を構成し、かつ、作品又はそれ以外の対象の：
 - (a) 媒介者による第三者間のネットワーク内における送信；又は
 - (b) 適法な使用
 を行うことをのみを目的とし、かつ、独立の経済的重要性をもたない場合には、第 2 条に定める複製権から除外される。
2. (略)
3. 構成国は、以下の場合について、第 2 条及び第 3 条に定める権利の例外又は制限を
 - (a) それが不可能な場合を除き作者名を含む出典が示されている限り、かつ、達成されるべき非営利の目的により正当化される範囲内で、授業又は科学研究のために例示する目的のみのための使用；
 以下略

※ “情報社会指令 2001/29/EC[参考訳]” (明治大学法学部教授 夏井高人)『法と情報雑誌第 2 巻第 11 号』(2017 年 11 月)より

デジタル単一市場における著作権指令²⁵

デジタル単一市場における著作権指令 (DSM 著作権指令) は、欧州連合 (EU) 加盟国に対する著作権指令であり、2019 年 3 月 26 日に欧州議会が承認、4 月 15 日に欧州連合理事会 (EU 理事会) が採択し、同年 4 月 17 日に成立した。EU 指令としては 2019 年 6 月 7 日に発効している。この指令を受け、EU 加盟国は 2021 年 6 月 7 日までに国内法化して履行する義務を負っている。

DSM 著作権指令では、著作物利用の例外規定を拡充し、また、著作者や実演家への公正な報酬の保障を通じたデジタル著作権市場の健全化等を規定している。第 3 条において、各国に対し、学術研究目的でのテキスト及びデータマイニングについて権利に対する例外又は権利制限の規定を設けることを要求している。

第 II 編 例外及び制限をデジタルでの国境を越える環境に適応させるための措置

第 3 条 学術研究目的でのテキスト及びデータマイニング

1. 加盟国は、研究組織及び文化遺産機関が、学術研究のために、適法にアクセスする著作物又は他の保護対象物のテキスト及びデータマイニングの目的で行う複製又は抽出のた

²⁵ デジタル単一市場における著作権及び隣接権に関する指令 96/9/EC 及び 2001/29/EC を修正する 2019 年 4 月 17 日の欧州議会及び欧州理事会指令 (EU) 2019/790

めに、指令 96/9/EC 第 5 条(a)及び第 7 条第 1 項、指令 2001/29/EC 第 2 条並びに本指令第 15 条第 1 項に定める権利に対する例外又は制限を規定しなければならない。

2. 第 1 項に従って作成された著作物又は他の保護対象物の複製物は、適切な水準のセキュリティで蓄積されなければならない、研究結果の検証を含む学術研究目的で保持することができる。
3. 権利者は、著作物又は他の保護対象物がホストされているネットワーク及びデータベースのセキュリティと完全性を確保するための措置を講じることを認められなければならない。当該措置は、この目的を達成するために必要な範囲を超えてはならない。
4. 加盟国は、権利者、研究組織及び文化遺産機関に対し、第 2 項及び第 3 項にいう義務及び措置の適用に関し、共同で合意される業界標準を定義することを奨励しなければならない。

出典: CRIC による日本語訳 (https://www.cric.or.jp/db/world/EU/EU_I_index_02.html)

また、集中許諾を促進するための措置として、第 12 条で拡大集中許諾について規定している。研究目的で利用される著作物については様々であり、著作権者の特定や権利処理が困難なものが多く含まれていることも想定される。このため本規定に基づく拡大集中許諾について EU 各国において法制化が進むことにより、研究目的での著作物利用における権利処理が容易になることが期待される。

4. 各国における研究目的に係る著作物の利用実態及びライセンシング環境等

権利制限の対象となっていない著作物の利用方法については、権利処理を行うことが必要となる。この権利処理のため、集中管理団体との契約による一括ライセンスの取得や出版社等とのライセンス契約や購読契約の締結が行われている。

本章では、各国における研究目的に係る著作物利用に関する集中管理団体の状況を整理するとともに、学術論文等を発行する学術雑誌出版社の動向について整理する。

4.1. アメリカ

アメリカにおける研究目的での著作物利用については、フェアユースとみなされ著作権処理が不要な場合もあるが、その適否はケースごとに判断されることから、教育機関や研究機関、研究に携わる民間企業等は集中管理団体から年間著作権ライセンスを受けるか、従量制の著作物利用許諾を得ることが一般的である。

言語の著作物に関しては、1978年に設立された **Copyright Clearance Center** が民間企業として集中管理を行っている。

音楽著作権に関しては **ASCAP**、**BMI**、**SESAC**、**GMR** がパフォーミングライツの集中管理を行っているが、複製権についてのライセンス提供は行っていない。なお、パフォーミングライツについて **ASCAP**、**BMI** は大学向けライセンスを提供しているが、研究目的での使用を対象としたライセンスにはなっていない。また、音楽原盤については多くの場合レコード・レーベルが権利を保持しており、**Sound Exchange** がインターネットストリーミング及び衛星ラジオ等のストリーミング型デジタル公衆実演に関して集中管理団体としてロイヤリティを徴収し分配する役割を持つほかは、集中管理団体はない。

Copyright Clearance Center (CCC)²⁶

著作権法第 107 条及び第 108 条の適用を受けない、印刷刊行物の複写に対応するサービスとして、1976 年著作権法制定の審議過程の中で著作権集中処理機構の設立が議会によって勧告され、複写利用者、著作者、出版社などにより設立された。1978 年 1 月 1 日の同法の施行と同時に業務を開始している。

1983 年から、企業向けに **Annual Copyright Service**²⁷と名付けた年間包括許諾方式による料金徴収を行っている。また、**Pay-Per-Use Permissions**²⁸と名付けた個別許諾方式のサービスも提供している。

教育・研究機関向けにも同様に年間包括ライセンスである **Annual Copyright License**²⁹と、個

²⁶ <http://www.copyright.com/>

²⁷ <https://www.copyright.com/business/annual-copyright-license/>

²⁸ <https://www.copyright.com/business/pay-per-use/>

²⁹ <https://www.copyright.com/academia/annual-copyright-license/>

別許諾方式である Pay-Per-Use Permissions³⁰を提供している。

2018 年時点で 35,000 の企業、数百の学術機関及び 12,000 の出版社が CCC 製品及びサービスを使用している。2015 年には、2 億 600 万ドル以上のロイヤルティを出版社に分配し、3 億 500 万ドル以上の収入があった³¹。

なお、CCC が企業や教育・研究機関向けに提供しているライセンスは幅広い利用方法をカバーしており、研究目的の複製に限定したライセンス契約ではない。

4.2. イギリス

イギリスにおいては研究目的の著作物利用がフェアディーリングであれば無償で利用することが可能であるが、利用形態や利用範囲等については明示的に示されていないこともあり、高等教育機関や研究機関、研究を行う民間事業者等は、集中管理機関から包括ライセンスを取得していることが多い。

Copyright Licensing Agency (CLA)³²

CLA は高等教育機関向けのライセンスである「高等教育ライセンス (Higher Education Licence)³³」では、高等教育機関において印刷物やデジタル出版物からコンテンツをコピーして再利用するための年間包括的許可を提供している。

- デジタル及び印刷された本、雑誌、ジャーナル及び Web サイトからコピーを作成する
- コピーを学生やスタッフと共有する
- イン트라ネットにコピーを保存する
- 最大 1 つの記事、章、又は全体の 10% のいずれか大きい方までコピー可能
- 英国及び 38 の国と地域からの出版物をコピー可能

この契約においては、契約者(高等教育機関)に勤務するすべての従業員、学生、及び、従業員以外で研究又はコンサルティングサービスを提供するために従事している人が対象となり、ライセンス料は一人あたり 7.51 ポンド(海外キャンパスの学生については 5.63 ポンド)³⁴となっている。また、公的機関の場合は、これに加え、当該公的機関の商業収入から資金提供されたフルタイム換算のスタッフ数を反映する、以下のライセンス料を支払う内容となっている。

$\text{£A} / \text{£B} \times \text{C} \times \text{£46.55}$
--

内訳:

³⁰ <https://www.copyright.com/academia/pay-per-use/>

³¹ <https://www.infoday.com/IT/jan18/Christou-Copyright-Clearance-Center-at-40.shtml>

³² <https://www.cla.co.uk/>

³³ <https://www.cla.co.uk/higher-education-licence>

³⁴ 請求金額には付加価値税が上乗せされる

- 「A」: HESA³⁵によって特定された、英国の産業、商業、及び公営企業からのライセンスの収入
- 「B」: HESA によって特定されたライセンスの総収入
- 「C」: HESA によって特定されたライセンスのフルタイム換算の教員数

企業向けには、デジタル及び印刷された本、雑誌、ジャーナル、及び Web サイトからのコピーを対象とした CLA ビジネスライセンスや、企業等での出版物の利用を対象として、CLA ライセンスに含まれるコピー及び再利用の権利と、英国図書館のドキュメント提供サービスを介したオンデマンドの有料記事を組み合わせた License Plus サービス等を提供している。CLA ビジネスライセンスでは、以下の利用について包括的ライセンスを提供する。

- 英国、及び 37 の国と地域の出版物からコピーを作成する
- プレスカット又は有料文書をデジタル形式又は印刷形式でコピーして閲覧する
- 最大 1 つの記事、章、又は全体の 5%のいずれか大きい方までコピー可能
- コピーを複数の従業員と共有可能
- 契約者自身のウェブサイト(一度に)最大 5 つの記事を投稿可能

ライセンス料は以下の通りとなっている。

2021 年 3 月から有効な料金

総従業員数が 1～10 人の企業: 年間 143.00 ポンド+付加価値税

総従業員数が 11～50 人の企業: 年間 489.00 ポンド+付加価値税

合計 51 人以上の従業員を抱える企業は、SIC コードと「プロフェッショナル従業員³⁶」の数に基づいて料金を支払う。

また、製薬・医療セクター向けに、CLA 医薬品ライセンス (CLA Pharmaceutical License) も提供されている。

ただし、CLA からは、企業向けライセンスでは著作物は主としてパブリックリレーション (PR) やマーケティング目的で使用される傾向があり、研究目的でのライセンスではないとの回答を得ている。

NLA Media Access³⁷

NLA メディアアクセス (NLA) は、ジャーナリズムをサポートすることを主な目的とする、出版社が所有する権利ライセンス及び出版社サービス事業者。新聞、雑誌、ニュース Web サイトのコンテンツの紙及びデジタルコピーに対するライセンスを行っている。

NLA が管理する著作物の教育機関における利用については、CLA が一括して契約・徴収を行

³⁵ Higher Education Statistics Agency (<https://www.hesa.ac.uk/>)

³⁶ CLA ライセンスはすべての従業員を対象としているが、支払う料金は「プロフェッショナル従業員」の数にのみ基づく。「専門職の従業員」は「国家統計局によって発行された標準職業分類に基づくカテゴリーの従業員、契約労働者、及びコンサルタント」と定義される。

³⁷ <https://www.nlamediaaccess.com/>

っている。

4.3. フランス

フランスでは著作権法第 122-10 条で集中管理機関への複写複製権の譲渡が規定されており、CFC が文字の著作物に関する著作権の集中管理を行っている。また、図書館での貸し出しに対する補償金については SOFIA が集中管理を行っている。

複製機器の製造・輸入業者からの補償金は、COPIE FRANCE が集中管理機関として徴収・分配を行っている。

Centre Français d'exploitation du droit de Copie (CFC)³⁸

CFC は、書籍及び出版物の印刷及びデジタル著作権を、著作者及び出版者のために集中管理する組織。1996 年から文化省によって承認を受け、著者と出版社に代わって著作権の集中管理を行っている。

複写複製権に関する報酬として、高等教育機関向けライセンス、プロフェッショナル向けの内部コピーライセンス、そしてセクター別ライセンスが該当する。セクター別ライセンスには、例えば医薬品・生物学・バイオテクノロジーセクター向けや、政府機関向け等が提供されている。

高等教育機関向けのライセンス料は、学生数及びコピー数に基づいて算出される³⁹。

学生 1 人・1 年あたりの料金	トランシェ 1	トランシェ 2
	1～100 ページ	101～200 ページ
	2,32 €(税抜き)	4,88 €(税抜き)
	2,55 €(税込)	5,37 €(税込)
図書館間相互貸借	在籍する学生一人当たり、税抜き 0.38€, 又は 0.42€(税込)	

また、プロフェッショナル向けライセンスは従業員数に応じて以下のように定められている⁴⁰。

年間ライセンス料(税抜き)	
1 ～ 10	200 €
11 ～ 50	400 €
51 ～ 100	650 €
101 ～ 200	1000 €

³⁸ <http://www.fcopies.com/>

³⁹ <http://www.fcopies.com/images/stories/pdf/Utilisateurs/Copies-pedagogiques-papier-et-numeriques/Etablissements-d-enseignement/Enseignement-superieur/Universite/Photocopie/Contrat-sup-univ.pdf>

⁴⁰ <http://www.fcopies.com/images/stories/pdf/Utilisateurs/Copies-professionnelles/contrats-types/Autres-copies-pro-internes/MIXTE-CIP/Contrat-CIPPro.pdf>

201 ~ 500	1600 €
501 ~ 1000	2300 €
1001 ~ 2500	3500 €
2501 ~ 5000	5500 €
5001 ~ 7500	7500 €
7501 ~ 10000	10000 €

Société Française des Intérêts des Auteurs de l'écrit (SOFIA)⁴¹

SOFIA は、著作者及び出版者によって運営管理される、専ら書籍の分野に関係するロイヤリティの回収及び分配を行う団体である。同団体は、図書館での貸出しによって発生する公貸権及びいわゆる「商業的利用がなされていない」書籍から発生する報酬を回収し、権利者に分配している。また、私的なデジタル複製に関する報酬のうち、書籍に関する部分から発生する報酬について、これを回収及び分配することについて主たる責任を負っている。

私的複製による報酬のうち、25%は文化支援に用いられ、75%が複製された作品の作者、出版社、アーティスト、プロデューサーに割り当てられる。執筆(新聞、本、楽譜)はこの金額の 3.5%を受け取り、本の複製に関する報酬を著者と出版社に分配している。2012 年の報酬額について、3,769,059 ユーロを 2013 年 5 月に分配している⁴²。

COPIE FRANCE⁴³

COPIE FRANCE は、私的複製による報酬を回収し、同団体に集金権限を授権した会員組織に対して、当該報酬を分配する。関係組織は、ADAMI、SPEDIDAM、SACD、SCAM、SDRM (SACEM の代行も行う)、PROCIREP、SCPA (SCPP 及び SPPF の代行も行う)、SOFIA、CFC、SEAM、AVA 及び SORIMAGE である。

ストレージ機能を持つ電子機器(スマートフォン、PC、メモリカード、ビデオレコーダー等)の製造業者や輸入業者から、法第 122-5 条(2)に定められた私的複製に対する補償金の徴収を行っている。ただし、高等教育機関や研究を行う企業に限定した徴収は行っていない。

4.4. ドイツ

3.4 で述べたようにドイツでは権利制限に伴う報酬請求権が規定されており、この請求権は、言語の著作物について VG WORT が、視覚的著作物について VG BILD KUNST が、そして音楽

⁴¹ <http://www.la-sofia.org/>

⁴² <https://www.sne.fr/droit-dauteur/droit-de-reprographie/>

⁴³ <http://copiefrance.fr/>

の著作物については VG Musikedition が集中管理団体となっている。

VG WORT⁴⁴

VG-Wort は 1958 年に設立され、文学作品の著者及び出版社を会員として、言語の著作物に関する著作権の集中管理を行う非営利団体である。会員である権利者との契約により、委託された著作権の使用権及び報酬請求権を会員に代わって行使し、徴収した報酬を会員に分配している。

VG WORT では企業向け、教育機関向けのライセンスを提供しており、研究目的で言語の著作物を利用する事業者や教育機関は、契約を締結する必要がある。企業向けのライセンスは特に研究(営利、非営利)を対象としたものではなく、企業における言語の著作物の複製全般を対象としたものである。また、教育向けのライセンスは第 60b 条(授業用及び教育用教材)に対するライセンスであり、学術の研究に対する規定である第 60c 条に対するものではない。

企業向けのライセンスでは、フルタイムで雇用する従業員の人数に応じた金額が定められている。金額は業種によって異なり、法律事務所が最も高額で、次いで科学研究、製薬及びヘルスケアとなっている。

産業部門	フルタイム従業員1人あたりの金額
消費者向けサービス 卸売と小売業 衣料及び繊維産業 輸送サービス・設備（自動車を含む） 金属製品の製造を含む金属加工	€ 3,30
企業向けサービス 金融サービス（銀行、保険会社、不動産、投資会社） 建設業 電気/電子部品 電気とガスの供給 機械工学 農業、食品、タバコ 木材、紙及び関連製品 石、粘土、ガラス ゴム製品	€ 6,95
航空宇宙 電子部品	€ 9,65

⁴⁴ <https://www.vgwort.de/>

科学機器 ラジオ、テレビ、通信機器 診療所と病院	
コンピュータ、ソフトウェアの開発 証券&商品取引事業者 化学 燃料 出版 電気通信サービス コンサルティングサービスと（非科学的）研究	€ 14,95
科学研究 製薬及びヘルスケア産業	€ 29,95
法律事務所	€ 100,00

企業向けライセンス収入は、2019年度に104万ユーロと、前年の84万ユーロから大きく伸びている⁴⁵。

Verwertungsgesellschaft Bild - Kunst (VG BILD KUNST)⁴⁶

VG BILD KUNST は視覚的芸術や画像、映像に関する著作権の集中管理団体であり、会員の権利を代行し、権利利用者とライセンス契約を結び、合意された報酬の支払いを管理し、徴収した報酬を権利者に分配している。会員である権利者は、以下のようになっている。

1. 視覚的芸術家(例: 画家、彫刻家)
2. 写真家、フォトレポーター、グラフィックアーティスト、イラストレーター、デザイナー、風刺画家、押し花アーティスト、フォトエージェンシー(応用美術も対象としている。)
3. 監督、カメラマン、フィルム編集者、映画設計者/セットデザイナー、衣装デザイナー、漫画家、フリー(共同)製作物の製作者

VG BILD KUNST では、大学及び研究機関での教育及び研究の目的での著作権使用料として、以下のような徴収を行っている。⁴⁷

1. 大学や研究機関の1作品あたりの料金:

a) 教育目的(ドイツ著作権法第52a条による)

最大 20 人の参加者	€2,25
-------------	--------------

⁴⁵ VG WORT Geschäftsbericht (Annual Report) 2019

<https://www.vgwort.de/fileadmin/pdf/geschaeftsberichte/Gesch%C3%A4ftsbericht_2019.pdf> (2021年3月21日確認)

⁴⁶ <https://www.bildkunst.de/>

⁴⁷ <https://www.bildkunst.de/en/service-for-users/tariffs/tariffs>

最大 50 人の参加者	€3,75
最大 100 人の参加者	€5,00
最大 250 人の参加者	€6,25
開始ごとに追加の 250 人の参加者	€1,25

b) 科学研究目的

€5.00

※ オーディオ及びオーディオビジュアル作品を使用する場合、料金は 100%増しとなる。

2. 定義

ドイツ著作権法第 52a 条によると、以下のように規定される:

- a) 作品の最大 15%、ただし、5 分以内の映画の場合、「作品の小さな部分」と見なされる
- b) 印刷された作品の 33%は「作品の一部」と見なされる
- c) 「小スケールの作品」:最大 25 ページの印刷作品(楽譜の場合は最大 6 ページ)
 - 最長 5 分の長さの映画
 - 最長 5 分間の音楽
 - すべての完全な写真、写真、その他の画像

3. 利用条件

以下の 4 点が挙げられている。

- ① 公表は、常にクラスにおける説明目的で、又は科学研究を行う本人によって、特定の限られた参加者のサークルに対してのみ認められる。そのため、技術的な保護手段を通じて、許可されていない人がアクセスできないようにする必要がある。
- ② ドイツ著作権法第 52a 条に従った公表は、常にそれぞれの目的のために提供されなければならない。これは、独占的権利所有者が、それぞれの機関のネットワークで使用するためにデジタル形式で合理的な方法で作品を提供しない場合にのみ適用される。
- ③ パラグラフ 1a) に基づく料金の会計期間は、それぞれの教育単位(semester 又は学期)となる
- ④ パラグラフ 1b) に基づく料金の会計期間は、研究プロジェクトの期間となる。

また、VG BILD KUNST は第 54 条に基づき、大学からハードウェア及びストレージメディアの賦課金⁴⁸を徴収している。これは、プリンターと多機能デバイス(コピー複合機)に適用されるもので

⁴⁸ 2019 Annual Report

<https://www.bildkunst.de/fileadmin/user_upload/downloads/Geschaeftsberichte/2019_Geschaeftsbericht_VGBK_EN.pdf> (2021 年 3 月 21 日確認)

ある。

収集にあたって、VG Wort と VGBild-Kunst はドイツのデジタル機器の事業者協会である BITKOM⁴⁹と収集契約を締結している。また、Bild-Kunst は、VG Wort との収集契約に基づき、VG Wort が徴収した賦課金の分配を受けている。VG Wort が管理する徴収金額は、個々のデバイスクラスに関する実証的研究に基づいて、VG Wort と Bild-Kunst に分けられる。実証研究は約 3 年ごとに見直され、それに応じて内訳が調整されている。

Bild-Kunst は、2019 年に大学から 11 万 9 千ユーロ、コピーショップから 15 万 6 千ユーロ、小売業者から 11 万 3 千ユーロ、他の教育機関から 20 万 4 千ユーロを徴収した。

VG Musikedition - Verwertungsgesellschaft Rechtsfähiger Verein kraft Verleihung (VG Musikedition)⁵⁰

VG Musikedition は、音楽出版者、作曲家、作詞家、及び学術版及び初版の出版社を会員とする集中管理団体であり、会員に代わり著作権・報酬請求権を管理し、徴収した報酬を会員に分配する。

教育分野では学校での複製⁵¹及び成人向け教育機関⁵²向けのライセンス契約を提供している。ただし、これら契約は教育目的での利用を対象としたものであり、研究目的での利用については特に規定されていない。

私的複製権センター(Zentralstelle für private Überspielungsrechte, ZPÜ)

9つの集中管理団体、GEMA、GÜFA、GVL、GWFF、TWF、VFF、VGF、VG Bild-Kunst and VG Wort が ZPÜ の出資者であり、ZPÜ は法定の免責規定に該当する複製行為のために使用される装置及び蓄積媒体の製造者、輸入者、ディーラーに対して、補償、情報及び報告を要求する仕事を行う。

ただし、私的複製に関する契約対象者は製造業者、輸入業者⁵³及び販売業者⁵⁴であり、研究機関や高等教育機関は対象となっていない。

4.5. 韓国

社団法人韓国文学芸術著作権協会(KOLAA)⁵⁵

韓国では KOLAA が言語の著作物に関する集中管理を行っている。2021 年 1 月 6 日に協会名を「社団法人韓国複製伝送著作権協会(KORRA)」から「社団法人韓国文学芸術著作権協会

⁴⁹ <https://www.bitkom.org/>

⁵⁰ <https://www.vg-musikedition.de/>

⁵¹ <https://www.vg-musikedition.de/vervielfaeltigungen/schulen>

⁵² <https://www.vg-musikedition.de/vervielfaeltigungen/einrichtungen-der-erwachsenenbildung>

⁵³ <https://www.zpue.de/hersteller-importeure.html>

⁵⁴ <https://www.zpue.de/haendler.html>

⁵⁵ <https://www.kolaa.kr/>

(KOLAA)」に変更している。

協会が信託管理する著作物をコピーショップ、企業及び官公庁、研究機関などで運営されているコピー機を使用して著作物のコピーを利用しようとする者は、協会と著作物のコピー利用契約を締結しなければならない⁵⁶とされている。

企業及び官公庁からのコピーについては、以下の計算式によって使用料が算定⁵⁷される。

年間の著作権使用料=(①職種人数×コピー量+②職種人数×コピー量+③職種人数×コピー量)×単価(5 ウォン)

職種区分	コピー量(1人当たり、年間)	備考
① 一般職	200 ページ	研究室・企画部門等
② 研究・技術職	1000 ページ	営業・管理部門など
③ 技能職	100 ページ	技能職部門

4.6. 学術雑誌出版社

高等教育機関や公的研究機関等の非営利の研究機関や、営利目的で研究開発に携わる民間企業等では、研究のために学術論文を利用しており、多くの場合有償の電子ジャーナルを購読するために学術出版社と契約している。

民間及び非営利の学術出版社の団体である STM⁵⁸が出している 2018 年版レポート(The STM Report⁵⁹)によると、2017 年の世界の学術出版市場規模(ジャーナル、書籍、技術情報と標準、データベースとツール、医療通信といくつかの関連分野を含む)は、257 億ドルと推定されている。分野別の内訳は科学/技術情報とソリューションが 138 億ドル、医療が 119 億ドルとなっている。医療情報市場は 2021 年まで毎年 4.6%で成長すると予測されており、科学技術は 2.9%の成長と予測されている。また、媒体別の内訳は、ジャーナルからの収益を 99 億ドル(38.5%)、書籍からの収益を 32 億ドル(12%)と見積もっている。

また、このレポートではコンサルティング会社である OC&C によるユーザー側の支出推計を掲載しており、2016 年にグローバルでの大学図書館による学術及び科学コンテンツへの支出を 70 億ユーロ(約 81 億ドル)強と見積もっている(Springer Nature 2018 からの引用)。大学図書館は伝統的に主要なジャーナル収入源であり、全体の 68-75%と推定されている。その他の収入源には、

⁵⁶ <https://www.kolaa.kr/jsp/comm/NormalCtrl.jsp?L=2&M=1&S=1>

⁵⁷ <https://www.kolaa.kr/jsp/comm/NormalCtrl.jsp?L=2&M=1&S=2>

⁵⁸ STM 国際出版社協会 (STM International Association of Scientific, Technical and Medical Publishers)。STM には、すべての主要な商業出版社、学会、大学出版局を含む、世界中に 140 を超えるメンバーが参加している。< <https://www.stm-assoc.org/>>

⁵⁹ The STM Report 2018 <https://www.stm-assoc.org/2018_10_04_STM_Report_2018.pdf> (2021 年 3 月 21 日確認)

企業の購読(15-17%)、広告(4%)、会費と個人の購読(3%)、及びさまざまな著者側の支払い(3%)が含まれる(RIN2008による)。

民間の学術雑誌出版社は、エルゼビア、WILEY、Taylor & Francis Group、Springer Nature Group などがある。

エルゼビア(Elsevier)⁶⁰

英国の貿易書及び雑誌の出版社である Reed International と、オランダを拠点とする科学出版社である Elsevier が合併し、1992年に ReedElsevier が設立された。同社は2015年2月に RELX に社名変更している。エルゼビアは科学、技術、医療分野のビジネスセグメントである。エルゼビアはアムステルダムに本部を置き、全世界で事業を展開している。8,600人の従業員を擁し、180か国以上の顧客にサービスを提供している。

RELX のアニュアルレポート⁶¹によると、学術雑誌出版・学術ジャーナル事業であるエルゼビアの収益は、2019年12月末期に対前年比3.9%増の2,637百万ポンド(2018年は2,538百万ポンド)となっている。収益の約半分を占めるエルゼビアのプライマリーリサーチセグメントにおいて、「記事の提出と使用の両方で力強い成長が続き、200万以上の記事が提出され、10億の記事が研究者によって利用された」と発表されている。

エルゼビアの収益の45%は北米から、24%はヨーロッパから、残りの31%はその他の国々からとなっている。また、内訳はサブスクリプション売上が収益の75%、トランザクション売上が23%、広告が2%となっている。

Wiley (John Wiley & Sons, Inc.)⁶²

Wiley は1807年に創業し、1904年1月15日にニューヨーク州に起業登録された企業である。同社のリサーチ部門を通じて、科学、技術、医療、学術のジャーナル及び関連するコンテンツとサービスを、学術機関、企業、政府の図書館、学会、個人の研究者やその他の専門家に提供している。また、出版部門は、図書館、企業、学生、専門家、研究者に、科学、専門、教育分野の書籍と関連コンテンツを印刷物とデジタル形式で提供し、試験対策サービスとコースワークフローツールを提供している。ソリューションセグメントは、高等教育機関向けのオンラインプログラム管理サービスと、企業及び専門家向けの学習、開発及び評価サービスを提供している。事業拠点は、主に米国、英国、ドイツ、ロシア、シンガポール及びフランスに置かれている。

2019年の売上高は1800.1百万ドル、営業利益は224.0百万ドル、純利益は168.3百万ドルとなっている。うちリサーチ部門の売上高は1,131百万ドルと、売上高全体の約63%を占めている。

⁶⁰ <https://www.elsevier.com/>

⁶¹ RELX Annual Report and Financial Statement <<https://www.relx.com/~media/Files/R/RELX-Group/documents/reports/annual-reports/2019-annual-report.pdf>> (2021年3月21日確認)

⁶² <https://www.wiley.com/en-us>

Springer Nature Group⁶³

2015年にNature Publishing Group、Macmillan Science & EducationとSpringer Science + Business Mediaの合併により誕生している。主な株主はホルツブリンク出版グループ、BCパートナーズとなっており、50か国以上に約10,000人の従業員を雇用している。ドイツのベルリンに本社を登録している。

年間の収益は17.2億ユーロ(2019年)であり、研究、教育、専門家の3つの主要部門からの収益が柱となっている。

2019年には、約13,000冊の本、340,000の記事、3,000のジャーナルを出版している。また、Webサイト及びプラットフォームからのダウンロード数は年間10億回以上となっている。

Taylor & Francis Group⁶⁴

Taylor & Francis Groupは、イギリスを本拠とするInforma社⁶⁵の一部門である学術書出版社であり、本社はイギリスのオックスフォードに置かれている。Taylor & Francis Groupは、毎年約2400の学術誌、7000タイトル以上の書籍を新刊し、約13万の既刊書を有している。

- Taylor & Francis: 科学、生物学、数学、工学、情報工学分野の学術誌を刊行
- Routledge: 人文学、社会学分野の学術誌、書籍を刊行
- CRCプレス: 科学、工学、医学分野の書籍、ハンドブックを刊行

Informa社のアニュアルレポート⁶⁶によると、Taylor & Francisの2019年度の収益は560百万ポンド、調整後利益は218百万ポンドであり、Informa社の収益の19%を占めている。また、成長率は2.4%となっている。

費用高騰に対する批判

学術雑誌出版社は、上位5社で全出版物の50~70%を占めており、電子ジャーナルのコストは物価上昇率よりもはるかに高い割合で増加してきた。このため、電子ジャーナルを利用する大学図書館等から強い批判を受けており、オープンアクセスの動きも強まっている。

オープンアクセスは、学術情報、あるいは査読済み学術雑誌に掲載された論文を、インターネットを通じて誰もが無料で閲覧可能な状態に置くことをいう。クリエイティブ・コモンズのライセンスなどを用いた自由な再利用を認めることも定義の一つに含まれる場合がある。オープンアクセスを達成するための手段としては、掲載された論文を無償で公開する学術雑誌(オープンアクセスジャーナ

⁶³ <https://www.springernature.com/gp>

⁶⁴ <https://taylorandfrancis.com/>

⁶⁵ <https://www.informa.com/>

⁶⁶ Informa Annual Report and Accounts 2019

<<https://www.informa.com/globalassets/documents/investor-relations/2020/informa-annual-report-2019.pdf>> (2021年3月21日確認)

ル)に投稿する方法や、研究者自身がWEBサイトや機関リポジトリで公開するセルフアーカイブの方法がある。

アメリカではアメリカ国立衛生研究所 (NIH) が 2004 年に、NIH からの助成を受けて行われた研究の成果は PMC に無料公開すべきとする勧告が出され、2007 年に法律として成立したことにより、助成を受けた研究のパブリック・アクセスが義務化されるようになった。また、イギリスや EU でも助成を受けた研究の成果を無償公開させる動きがある。

学術雑誌出版社によるオープンアクセスジャーナル

前述のようなオープンアクセスの動きを見て、学術雑誌出版社自身がオープンアクセスジャーナルを発行するようになってきている。オープンアクセスジャーナルの場合は、ジャーナルの購読者に課金するのではなく、論文を掲載する研究者から投稿費用を得るなど、異なるビジネスモデルを採用している場合も多い。

例えば、エルゼビアでは、90%以上のエルゼビアのジャーナルで、オープンアクセス出版し、出版後すぐ論文を無期限で入手可能にできるオプション⁶⁷を提供している。これは論文執筆者が出版費用を負担し、料金は税抜きで 150 から 9900 米ドルの範囲でジャーナルごとに定められている。また、すべてのジャーナルにおいて無料のグリーンオープンアクセスオプションを提供しており、サブスクリプションモデルとして出版されたジャーナル論文の過去のバージョンが、公開禁止期間の後、自由に入手可能になる。

また、エルゼビアは 2021 年 3 月 16 日、カリフォルニア大学 (UC) との間で、10 キャンパスの UC システム全体でオープンアクセス (OA) 出版をサポートするための覚書に署名した。これは 4 年間の合意であり、「前例のない規模で UC の先駆的な共有資金調達モデルを試験的に導入し、UC の図書館、資金提供者、著者がオープンアクセス出版を増やすことをサポートすると同時に、すべての UC 研究者がエルゼビアの広範なジャーナルポートフォリオを読むことを可能にする。」⁶⁸としている。

Wiley も同様に、オープンアクセス契約の締結を進めている。例えば、2021 年 3 月 18 日には、アイルランドの機関向けの電子リソースライセンスコンソーシアムである IReL との新しい 4 年間のオープンアクセス契約を発表⁶⁹している。この購読及び出版ライセンスでは、研究者と参加組織は Wiley のジャーナルにアクセスでき、また、アクセプトされた論文を Wiley のハイブリッドジャーナル及びオープンアクセスジャーナルで公開することができる。

Springer Nature Group など他の学術雑誌出版社も同様に、オープンアクセスジャーナルの提供や、高等教育機関等との間でのオープンアクセス契約の締結等に取り組んでおり、オープンアクセスは電子ジャーナル利用の重要なモデルの一つになってきている。

⁶⁷ <https://www.elsevier.com/ja-jp/open-access/supporting-open-access>

⁶⁸ <https://www.elsevier.com/about/press-releases/corporate/university-of-california-and-elsevier-sign-ground-breaking-transformative-agreement>

⁶⁹ <https://newsroom.wiley.com/press-releases/press-release-details/2021/Wiley-and-IReL-Sign-Four-Year-Open-Access-Agreement-to-Amplify-Irish-Research-on-the-Global-Stage/default.aspx>

5. 各国の制度及び運用状況に関する比較

アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国の5か国で、研究目的に係る著作物利用に関する法制度の違い、集中管理団体等の役割について比較整理する。

5.1. 権利制限の対象となる研究者の属性又は利用目的

研究目的での著作物の利用が権利制限の対象となるかどうかについては、欧州の3カ国においては非商業目的であることが条文中で示されている。一方、アメリカと韓国では権利制限についてはフェアユースで規定されており、著作権法において研究が営利目的であるか非営利目的であるかの規定はおかれていない。

	権利制限の対象となる利用者又は利用目的
アメリカ	第 107 条においてフェアユースであるかどうかの判断には「(1) 利用の目的、性質。そのような利用が商業的性質を有するか、非営利の教育目的によるものかといった点を含む」ことが示されており、研究が非営利目的であるかどうかは判断要素の一つとなるが、フェアユースとなるかどうかは、 他の要素と合わせて総合的に判断される。
イギリス	第 29 条において研究及び私的学習について「非商業目的のための研究を目的とする著作物の公正利用」について権利制限の対象となることが示されており、 非商業目的であることが求められる。 非商業目的かどうかは、著作物の利用が著作物の元の市場に影響を与えるかどうか、また、利用する量が適切かどうかに基づいて判断される。
フランス	第 122-5 条(3)(e)において権利制限となる利用に関し、「この上演・演奏又はこの複製の使用が、いずれの商業的利用ももたらさない場合」であることが示されており、 非商業目的であること (研究者が非営利の学術・研究機関に所属しており、かつ、利用方法が商業的目的を持たないこと)が求められる。
ドイツ	第 60c 条において「非商業的な学術の研究を目的とする場合」であることが示されており、 非商業目的であること (研究者が非営利の学術・研究機関に所属しており、かつ、利用方法が商業的目的を持たないこと)が 求められる。
韓国	アメリカ著作権法におけるフェアユース規定と同様に、第 35 条の 5(2)において「利用の目的と性質」によることが示されており、研究が非営利目的であるかどうかは判断要素の一つとなるが、フェアユースとなるかどうかは、 他の要素と合わせて総合的に判断される。

5.2. 研究目的でのテキスト及びデータマイニングでの著作物の複製

研究目的でのテキスト及びデータマイニングでの著作物の複製についても同様に、欧州の3カ国においては非商業目的であることが条文中で示されている。一方、アメリカと韓国では権利制限についてはフェアユースで規定されており、著作権法において研究が営利目的であるか非営利目的であるかの規定はおかれていない。

EU による DSM 著作権指令第 3 条において域内各国が学術研究目的でのテキスト及びデータマイニングに関し、著作権の例外あるいは権利制限を規定しなければならないことが示されており、欧州各国の規定はこれに対応した内容となっている。

	テキスト及びデータマイニングに関する規定
アメリカ	テキスト及びデータマイニングでの複製に関して著作権法での直接的な言及はないが、フェアユースとなるかどうかは、他の要素と合わせて総合的に判断されることが判例によって示されている。
イギリス	第 29A 条(1)(a)においてテキスト及びデータの解析のための複製について「その著作物に適法にアクセスする者が、非商業的な目的による研究を唯一の目的として行う」とされており、非商業目的であることが求められる。非商業目的かどうかは、著作物の利用が著作物の元の市場に影響を与えるかどうか、また、利用する量が適切かどうかに基づいて判断される。
フランス	第 122-5 条(10)において「公の研究の必要のための～デジタルコピー又は複製。ただし、いずれの商業的目的も除く。」と示されており、非商業目的であること(研究者が非営利の学術・研究機関に所属しており、かつ、利用方法が商業的目的を持たないこと)が求められる。
ドイツ	第 60d 条において「使用者は、非商業的な目的のみを追求することができる」と示されており、非商業目的であること(研究者が非営利の学術・研究機関に所属しており、かつ、利用方法が商業的目的を持たないこと)が求められる。
韓国	アメリカ著作権法におけるフェアユース規定と同様に、第 35 条の 5(2)において「利用の目的と性質」によることが示されており、研究が非営利目的であるかどうかは判断要素の一つとなるが、フェアユースとなるかどうかは、他の要素と合わせて総合的に判断される。

5.3. 図書館等での研究目的の複製

図書館等での研究目的の複製については、各国とも権利制限の対象となることが明示されている。

	図書館等での複製に関する規定
アメリカ	第 108 条で図書館及び文書資料館による複製について、「図書館若しくは文書資料館又はこれらの一部である施設に関係する研究者のみならず、専門分野において研究を行う他の者にも、利用可能であること」であれば権利制限の対象となることが示されている。
イギリス	第 42A 条は、営利のために運営されていない図書館の司書が、非商業的な目的のための調査又は私的学習のための目的のために複製物を要求する者に対して、宣誓書の提出など一定の要件を満たす場合に、単一の複製物を作成し及び提供することを、無償の権利制限の対象としている。なお、この提供には、電子的な提供を含むことで運用されている。
フランス	第 122-5 条(8)において「保存を目的として行われる、又は個人による私的な研究若しくは調査を目的とした施設の敷地内での及び専用端末上での閲覧という環境を維持することが意図される、著作物の複製及びその上演・演奏」について権利制限の対象となることが示されている。 ただし、「いずれの経済的又は商業的利益も求めないことを条件とする」とされ、非商業的な目的であることが求められる。
ドイツ	第 60e 条において「構内のターミナルにおいて、その所蔵に係る著作物を、その使用者に対し、その調査又は私的研究のために、提供することができる」とされ、権利制限の対象となることが示されている。 ただし、図書館による複製は著作物の 10%を上限とすることが規定されている。 (個々のイラストレーション、同一の専門雑誌又は学術雑誌における編集構成物、その他の著作物で小規模のもの及び絶版の著作物の複製については制限なし)
韓国	第 31 条において「調査、研究を目的とする利用者の要求に応じて公表された図書等の一部の複製物を1人1部に限り提供する場合は権利制限の対象となることが示されている。

5.4. 権利制限に伴う報酬請求権の有無

研究目的に係る著作物の利用に関する権利制限に伴い、フランス及びドイツでは報酬請求権の規定が定められている。

	権利制限に伴う報酬請求権に関する規定
アメリカ	報酬請求権に関する規定はない
イギリス	報酬請求権に関する規定はない
フランス	第 122-5 条(3)(e)において「一括払いを基礎として交渉される報酬によって補償される場合に限る」と規定されており、権利制限に伴う報酬請求権が定められてい

	<p>る。この報酬請求権は第 122-10 条で集中管理機関への譲渡が規定されている。</p>
ドイツ	<p>第 54 条において「著作物の著作者は、機器及び記憶媒体であって、その類型が単独で又は他の機器、記憶媒体若しくは付属品と結合して、そのような複製を行うために使用されるものの製造者に対して、相当なる報酬の支払いを求める請求権を有する」とされ、複製機器及び記憶媒体の製造者に対する報酬請求権が認められている。</p> <p>また、第 54b 条では販売者又は輸入者が、第 54c 条では複写機器の操作者が報酬支払の義務を負うことが示されている。</p>
韓国	<p>報酬請求権に関する規定はない</p>